

アナログ規制の見直しとデジタル技術導入に向けたポイント・効果  
－法定業務の実務で使えるデジタル技術－  
【建設・建築業界編】

令和8年3月

デジタル庁  
株式会社野村総合研究所

## 目次

序章.....	3
本コンテンツの趣旨・目的.....	3
本コンテンツで取り扱う対象業務.....	4
本コンテンツの概要.....	5
用語の定義.....	6
1. 建設・建築業界の概要・課題.....	9
1.1. 建設・建築業界の概要.....	9
1.2. 建設・建築業界の課題.....	12
1.3. デジタル技術導入に向けた省庁の取組.....	13
2. 規制見直し内容の解説.....	16
2.1. 監理技術者等の専任.....	16
2.2. 特定元方事業者による作業場所の巡視.....	21
2.3. 中間・完了検査.....	25
3. デジタル技術の導入に向けた取組.....	32
3.1. アナログ規制の見直しから技術導入に至るプロセス.....	32
3.2. 活用可能なデジタル技術の認知・理解.....	35
3.3. 効果検討・検証及び実務への反映.....	40
4. 参考文献・Web サイト等.....	79
5. 関連法令等.....	84
監理技術者等の専任関連.....	95
特定元方事業者による作業場所の巡視関連.....	97
中間・完了検査関連.....	98

## 序章

### 本コンテンツの趣旨・目的

建設・建築業界は、市場規模等の社会的な影響力が大きい一方で、人手不足の深刻化や労働生産性の低迷<sup>(1)</sup>、さらに2024年4月より適用されるようになった「時間外労働上限の規制」<sup>1</sup>（以下「2024年問題」という。）への対応等、持続可能な産業構造への転換が喫緊の課題となっている。

こうした中、デジタル庁では「デジタル原則」を踏まえた「アナログ規制の見直しの取組」を推進しており、建設・建築業界においても、国土交通省及び厚生労働省における見直し等により、「建築物に関する中間・完了検査」「監理技術者等の専任」「特定元方事業者による作業場所の巡視」等の法定業務について、デジタル技術の活用が新たに可能または促進されることとなった。<sup>(3)</sup>

一方で、規制見直しの内容や、活用可能なデジタル技術の情報またはその具体的な導入事例が、とりわけ中小規模の事業者等へ十分に届いておらず、デジタル技術の実装が進んでいない現状がある。

本コンテンツは、こうした課題に対し、規制の見直し内容を改めて周知し、活用可能なデジタル技術の導入、及びそれによる導入効果・経済効果等の有用な情報を発信することで、事業者等におけるデジタル技術導入の促進を後押しすることを目的とするものである。

---

<sup>1</sup> 働き方改革関連法による時間外労働の上限規制は2019年より順次施行されたが、長時間労働の解消に時間を要する「建設業」や「自動車運転の業務（ドライバー）」「医師」等については、体制整備のため適用まで5年間の猶予期間が設けられていた。2024年3月末でこの期間が終了し、同年4月1日より建設業においても原則として月45時間・年360時間等の上限規制が罰則付きで適用されている。<sup>(2)</sup>

## 本コンテンツで取り扱う対象業務

前述のアナログ規制の見直しにより、見直しが必要な規制の約 98%（令和 8 年 2 月 13 日時点）が見直された。

建設・建築業界においても、主要な法令である建設業法、建築基準法<sup>1</sup>だけでも 55 件の規制が見直しの対象となり、デジタル技術の活用を阻害しないことが確認された 9 件を除き、すべての規制が見直されたほか<sup>(1)</sup>、労働安全衛生法令等、建設・建築業界に関係する他の法令・規制についても見直しがなされた。

本コンテンツでは、建設・建築業界において見直された規制のうち、とりわけ現場の生産性向上に直結する以下の三つの業務（以下「対象業務」という。）に焦点を当てる。これらは、建設工事における「施工品質」や「労働安全」を担保するために法令で義務付けられた重要な工程であり、従来、これらの規制が、物理的な移動や待機時間を生じさせ、限られた人材を効率的に活用する上での阻害要因となっていたとの意見が複数事業者へのヒアリングにより確認された。したがって、こうした対象業務におけるデジタル技術の導入・実装は、業界全体の変革にも大きく寄与するといえる。

1. **建設業法に基づく「監理技術者等の専任」**  
（以下「監理技術者等の専任」という。）
2. **労働安全衛生法に基づく「特定元方事業者による作業場所の巡視」**  
（以下「特定元方事業者による作業場所の巡視」という。）
3. **建築基準法に基づく「建築物に関する中間・完了検査」**（以下「中間・完了検査」という。）

---

<sup>1</sup> 省令、政令を含む。

## 本コンテンツの概要

本コンテンツでは、前述の対象業務に焦点を当て、それらにおけるデジタル技術の導入事例、及びそれによる導入効果・経済効果等を取り上げる。とりわけ、導入事例では、デジタル技術の導入にあたり、一般的に事業者が直面すると考えられる三つのプロセス<sup>1</sup>を乗り越えるのに有用な情報や先進的な取組を取り上げることで、最終的に本コンテンツを読んだ者が、自社の業務課題に合わせたデジタル技術の選定から導入、実装までを具体的にイメージし、実践するための手助けとなることを目指す。

建設・建築業界の事業者は、ぜひとも本コンテンツを参考に、自社の課題解決に向け、積極的なデジタル技術導入を検討し、業務変革の第一歩を踏み出していただきたい。

---

<sup>1</sup> 一般的に、事業者がデジタル技術の導入に際して直面するプロセスとしては、「活用可能な技術の認知・理解」、「効果検討・検証」、「実務への反映」の3つが挙げられる。詳細は「3. デジタル技術の導入に向けた取組」を参考にいただきたい。

## 用語の定義

本コンテンツで用いる用語の定義は以下のとおりである。

なお、本コンテンツにおける用語の定義は、本資料の趣旨に合わせて独自に設定したものであり、官公庁等が公表している各種公開情報や、法令上の定義とは厳密には異なる点がある。

### 監理技術者等の専任及び特定元方事業者の作業場所の巡視

#### 「監理技術者等」<sup>(17)</sup>

主任技術者、監理技術者

#### 「営業所技術者等」<sup>(17)</sup>

営業所技術者及び特定営業所技術者

#### 「特定元方事業者」<sup>(19)</sup>

特定事業（建設業等）を行う元方事業者（一つの現場において行う工事の一部を請負人に請け負わせている者のうち最先次の注文者。）

#### 「監督者」

監理技術者等及び特定元方事業者の担当者

#### 「遠隔臨場」<sup>(28)</sup>

動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、監理技術者等が行うべき現場の施工状況の把握や検査・立会業務を、Web 会議システム等ICT・デジタル技術を活用して遠隔から行うこと

#### 「遠隔巡視」<sup>(19)</sup>

労働安全衛生法第 30 条第 1 項第 3 号に基づく、特定元方事業者が行わなければならない作業場所の巡視で、その者が定点カメラやモバイルカメラ等 ICT・デジタル技術を活用して遠隔から巡視を行うこと

## 中間・完了検査<sup>(23)</sup>

### 「検査機関等」

中間・完了検査を行う建築主事等（建築主事又は建築副主事）又は指定確認検査機関

### 「検査者」

申請により完了検査等を実施する者（建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員又は建築基準法第77条の24に規定する確認検査員若しくは副確認検査員）

### 「現場」

検査対象建築物等が存する実地

### 「受検者」

中間・完了検査を受検する者（建築主から委任を受けた者を含む。）

### 「現場担当者」

検査対象建築物等の工事監理者、施工管理者その他検査当日に検査者からの施工の状況に関する質疑等に適切に応答できる立場の者

### 「検査補助者」

中間・完了検査に係る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐することができる者として検査機関等が認めた者

### 「Web 会議システム」

インターネット回線等を利用して音声・映像や資料等を共有しながら会議を行うためのシステム及びアプリケーションソフト

### 「リモート検査」

Web 会議システム等を利用することにより、検査者が現場から離れた場所で行う検査

# 1. 建設・建築業界の概要・課題

1.1. 建設・建築業界の概要

1.2. 建設・建築業界の課題

1.3. 技術導入に向けた省庁の取組

## 1. 建設・建築業界の概要・課題

建設・建築業界は、市場規模や就業者数等において、我が国の経済に大きな影響力を持つ基幹産業である一方で、人手不足の深刻化や労働生産性の低迷、「2024 年問題」への対応等、持続可能な産業構造への転換が喫緊の課題となっている。

本項では、前提となる建設・建築業界の概要や課題を踏まえ、課題解決に向けたデジタル技術活用の重要性について解説する。

### 1.1. 建設・建築業界の概要

#### 1.1.1. 我が国における建設・建築業界の立ち位置

##### 【経済規模】

2024 年度時点の建設投資額は約 73.2 兆円（うち、建築約 47.2 兆円、土木約 26 兆円）<sup>(4)</sup> に達し、これは、我が国の 2024 年度時点の名目 GDP の約 11.9%<sup>(5)</sup> を占める等、極めて大きな市場規模を有している。

また、2024 年度時点の新設住宅着工戸数についても年間 81.6 万戸<sup>(6)</sup> を数え、経済活動において重要な一翼を担っている。

##### 【雇用】

2024 年時点の建設業就業者数は約 477 万人であり、これは全産業の約 7.0%<sup>(7)</sup> を占めている。

とりわけ、地方圏では就業者の割合が高く、地域経済の維持や雇用の受け皿として、極めて重要な役割を果たしている。

##### 【社会的役割】

良質なインフラサービスの提供に資する社会資本の整備・維持管理のみならず、災害時の復旧活動や除雪業務等を通じて地域住民の安全・安心を確保し、地域経済の活性化を支える「地域の守り手」としての社会的責務を担っている。<sup>(8)</sup>

## 1.1.2. 建設・建築業界の構造

建設・建築業界の構造は、工事の発注を行う「発注者」、当該工事を請け負う「建設業者」、並びに建築基準法に基づき第三者的な立場から品質や遵法性を確認する「検査機関等」という、大きく三つの主体によって形成されている。<sup>(9)</sup>

### 【発注者】

建設工事の注文者としてプロジェクトの資金を提供する主体である。インフラ整備や公共施設の建設を発注する国や地方公共団体等の「公共発注者」と、オフィスビル、マンション、戸建て住宅等の建設を発注する民間企業（デベロッパー等）や個人等の「民間発注者」に大別される。

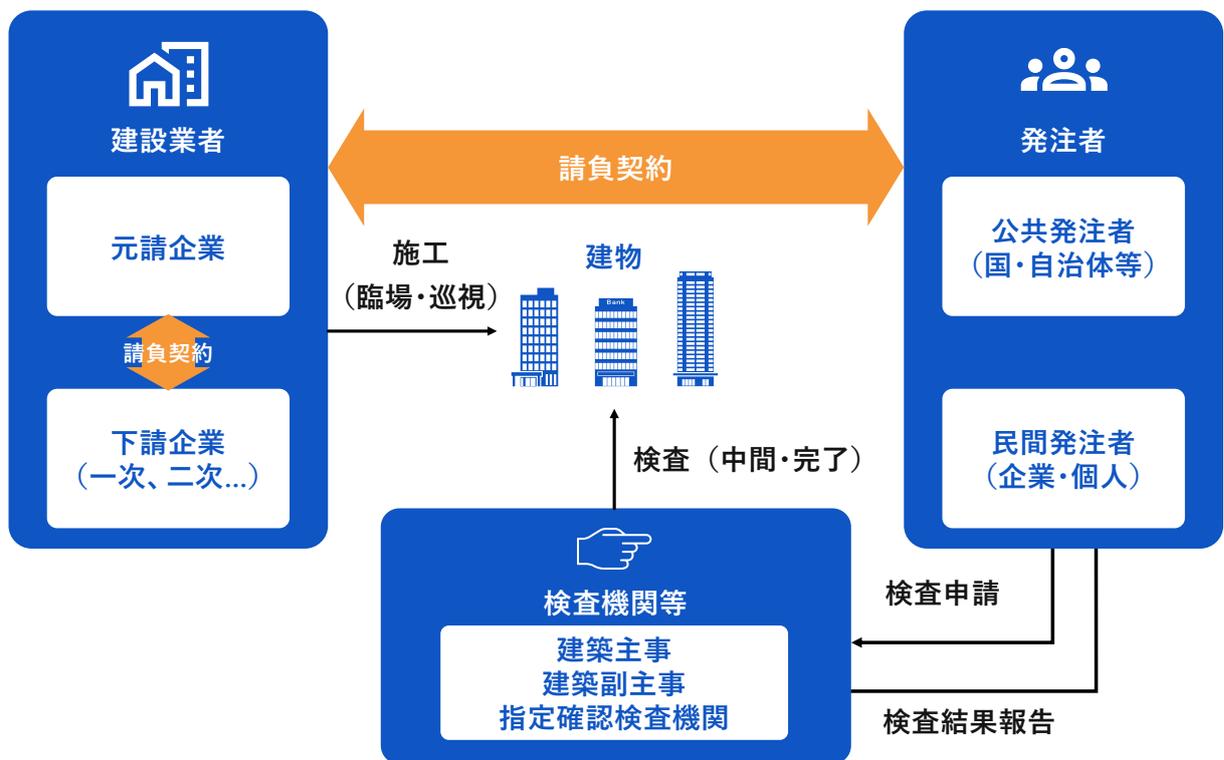
### 【建設業者】

発注者との請負契約に基づき、建設工事の実務を担う事業者である。その構造的特徴として、重層下請構造が挙げられる。具体的には、発注者から直接工事を請け負い、施工計画の策定や工程・品質・安全管理等を通じてプロジェクト全体を統括する「元請企業（ゼネコン等）」と、元請企業から工事の一部を請け負い、電気、塗装、鉄筋等の専門工事を直接施工する「下請企業（専門工事業者等）」が存在する。

### 【検査機関等】

建築基準法に基づき、建築物の安全性を確認・検査する公正中立な第三者機関（特定行政庁及び指定確認検査機関）である。主な役割として、工事着工前の「建築確認（図面審査）」、施工中の「中間検査」、及び竣工時の「完了検査」を実施し、法令適合性の判定を行うことが挙げられる。これらを経て合格証（確認済証、検査済証）を交付することにより、発注者や社会に対して建築物の最低限の安全性を担保する責務を担っている。

我が国の建設業界の構造は、主に発注者、建設業者、及び検査機関の3主体によって構成される。



図表 1 建設・建築業界の構造  
出所) 国土交通省「建設産業の態様とプレーヤー」<sup>(9)</sup> をもとに NRI 作成

## 1.2. 建設・建築業界の課題

建設・建築業界においては、地理的制約や労働集約的な産業構造に起因する課題が顕在化しており、技術導入による抜本的な解決が喫緊の課題となっている。以下に、主な三つの観点から現状を分析する。

### 【労働生産性の低迷】

工事現場が広範囲に点在し、かつ就業場所が流動的であるという産業特性は、検査者や技術者等の現場作業員に対し、物理的な移動時間を伴う多大な業務負荷を生じさせている。

実態として、2024年時点の建設業における年間労働時間は約1,943時間であり、製造業と比較して約40時間長い水準にある。<sup>(10)</sup> こうした長時間労働の背景には、現場への移動等による非効率性が大きく影響しており、結果として2023年時点の建設業の付加価値労働生産性は3,016円/人・時間と、全産業の約65%、製造業の約49%の水準に低迷している。<sup>(11)</sup>

### 【深刻化する人手不足と就業構造の歪み】

有資格者の不足に加え、物理的な現場臨場等の移動を要する業務プロセスが、多様な人材（高齢者、育児中の社員、遠隔地居住者等）の参画における阻害要因の一つとなっている。

建設業就業者数は減少傾向で推移しており、2024年時点ではピーク時（1997年）の約69.6%まで減少した。本傾向が継続した場合、2035年度には129万人の技能労働者が不足すると推計されている。<sup>(12)</sup> <sup>(13)</sup>

また、就業者の年齢構成における不均衡も顕著である。2024年時点における55歳以上の就業者率は36.7%（全産業比+4.3%）に達し、2005年から約7%増加する等高齢化が進行している。一方で、29歳以下の就業者率は11.7%（全産業比-5%）に留まり、若年層の入職は低調に推移している。<sup>(14)</sup>

さらに、女性比率は18.2%（製造業全体比-12%）、とりわけ技能者に至っては2.5%と著しく低く<sup>(15)</sup>、人材の属性が固定化されている現状が示唆される。

### 【事業拡大における機会損失】

前述の労働生産性の低迷及び人手不足に起因して、とりわけ地方圏においては、需要や受注機会が存在する場合においても、人材不足により受注を辞退せざるを得ず、事業拡大の機会を逸している事例がヒアリングにより散見された。

### 1.3. デジタル技術導入に向けた省庁の取組

建設・建築業界が直面する課題の解決に向けて、デジタル庁及び国土交通省は、デジタル技術の活用を促進するための取組を推進している。

#### 【デジタル庁の取組（アナログ規制の見直し）：横軸の改革】

デジタル庁は、全産業を横断的な視点（横軸）から俯瞰し、「目視規制」や「実地監査規制」等のアナログ規制を 7 つの類型に分類した上で、一括的な見直しを行う「面」の改革を推進している。本取組を通じて、建設・建築業界のみならず、インフラメンテナンス等の幅広い分野において、ドローンやカメラ等のデジタル技術導入を阻害する法制度上の障壁を解消することを目指している。<sup>(3)</sup>

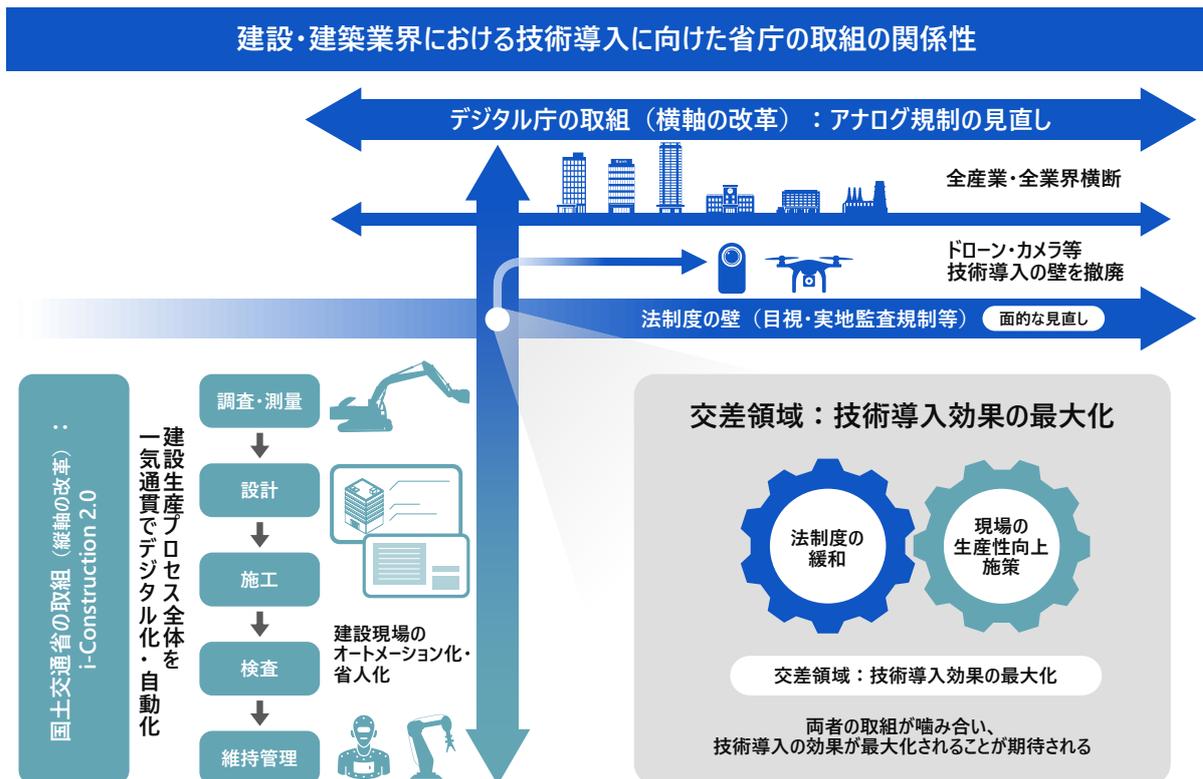
#### 【国土交通省の取組（i-Construction 2.0）：縦軸の改革】

国土交通省は、建設・建築業界という特定の産業領域に焦点を当て、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理に至る建設生産プロセス全体（縦軸）を一気通貫でデジタル化・自動化する「i-Construction 2.0」を推進し、建設現場の省人化及びオートメーション化の実現を図っている。<sup>1 (16)</sup>

本コンテンツで取り上げる対象業務は、デジタル庁による「業界横断的な規制見直し（横軸）」と、国土交通省による「建設プロセスのデジタル化（縦軸）」が交差する領域に位置しており、法制度の合理化と現場の生産性向上施策が噛み合うことで、技術の導入効果が最大化されることが期待される。

---

<sup>1</sup> 国土交通省が 2024 年 4 月に策定した、建設現場の省人化及び生産性向上に向けた新たな指針。従来の「i-Construction」の取組を深化させ、「施工」「データ連携」及び「施工管理」の 3 分野におけるオートメーション化を推進することで、2040 年度までに建設現場の労働生産性を 1.5 倍以上に向上させることを目標としている。



図表 2 建設・建築業界における技術導入に向けた省庁の取組の関係性  
出所) NRI 作成

## 2. 規制見直し内容の解説

2.1. 監理技術者等の専任

2.2. 特定元方事業者による作業場所の巡視

2.3. 中間・完了検査

## 2. 規制見直し内容の解説

本項では、アナログ規制見直しによりデジタル技術の活用が可能となった対象業務について、その業務概要、従来の課題、及び規制見直しの具体的内容について解説する。

### 2.1. 監理技術者等の専任

本項では、建設工事の適正な施工と品質確保等を担う監理技術者等及び営業所技術者等の建設業法の配置基準に関する規制合理化について解説する。

#### サマリー

建設業法に基づく「監理技術者等の専任」については、従来、公共性のある施設等の重要な工事現場において専任が必須とされていた。

この点について、建設業法が改正され<sup>1</sup>、デジタル技術の活用等を前提として、監理技術者等が複数の現場を兼任することが可能となる等、専任規制の合理化が明確化された<sup>(17)</sup>。これを受けて、国土交通省が作成する下記関連資料をはじめ、実務上の運用ルールを定めた関連マニュアル等も見直され、監理技術者等の遠隔管理（遠隔臨場等）における運用の詳細や留意事項が示された。

#### 【関連資料】

「監理技術者制度運用マニュアル」等<sup>(18) 2</sup>

<sup>1</sup> 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）による改正（令和6年12月13日から施行）

<sup>2</sup> 令和6年12月13日に改正（同日から適用）

## 1) 業務の内容

建設業法<sup>1</sup>では、建設工事の適正な施工と品質を確保するため、軽微な建設工事<sup>2</sup>を除き、元請・下請や金額の多寡にかかわらず、全ての工事現場に技術者を配置することを義務付けており、工事の規模や内容に応じて監理技術者等を置く必要がある。

とりわけ、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、高度な実務経験を有する「監理技術者」の配置が必須となっており、当該技術者は、施工計画の作成から工程管理、品質管理、安全管理に至るまで、工事現場全体の指揮監督を担っている。

## 2) 従前の規制

この監理技術者等に関しては、建設業法第26条第3項<sup>(2)</sup>において、一定規模以上<sup>3</sup>の工事現場に配置される監理技術者等は、原則として他の工事現場との兼務が認められておらず、工事現場ごとに、「専任の者」でなければならない（「専任義務」）と規定されていた。

そのため、監理技術者等は、一定規模以上の工事である場合には、一つの現場が竣工するまでは次の現場を担当することが認められていなかった。

---

<sup>1</sup> 建設業法とは、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることで、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進することを目的とし、これをもって、公共の福祉の増進に寄与することを究極の目的とする法律である。

<sup>2</sup> 請負金額が500万未満（建築一式工事の場合は1500万円未満又は延べ床面積が150㎡未満の木造住宅）の工事。

<sup>3</sup> 令和7年2月1日施行の建設業法施行令の改正により、令和8年3月現在では、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上。

### 3) 業務の課題

このような建設業法に基づく「専任義務」規制は、建設工事の適正な施工と品質確保に寄与してきた一方で、人手不足が深刻化する建設・建築業界においては、企業の経営と現場運営に構造的な課題を生じさせている。とりわけ、監理技術者等の配置に関しては、以下の三点が顕在化している。

#### 【深刻化する有資格者不足】

建設業の就業者の約 36%が 55 歳以上である一方、29 歳以下は約 12%と、他産業に比べて高齢化が顕著である<sup>(14)</sup>。監理技術者等には高度な資格と実務経験が求められるため、若手への技能継承が追いつかない中、団塊世代の引退に伴い、現場管理を担う有資格者の不足が懸念されている。

#### 【現場専任による労働生産性の阻害】

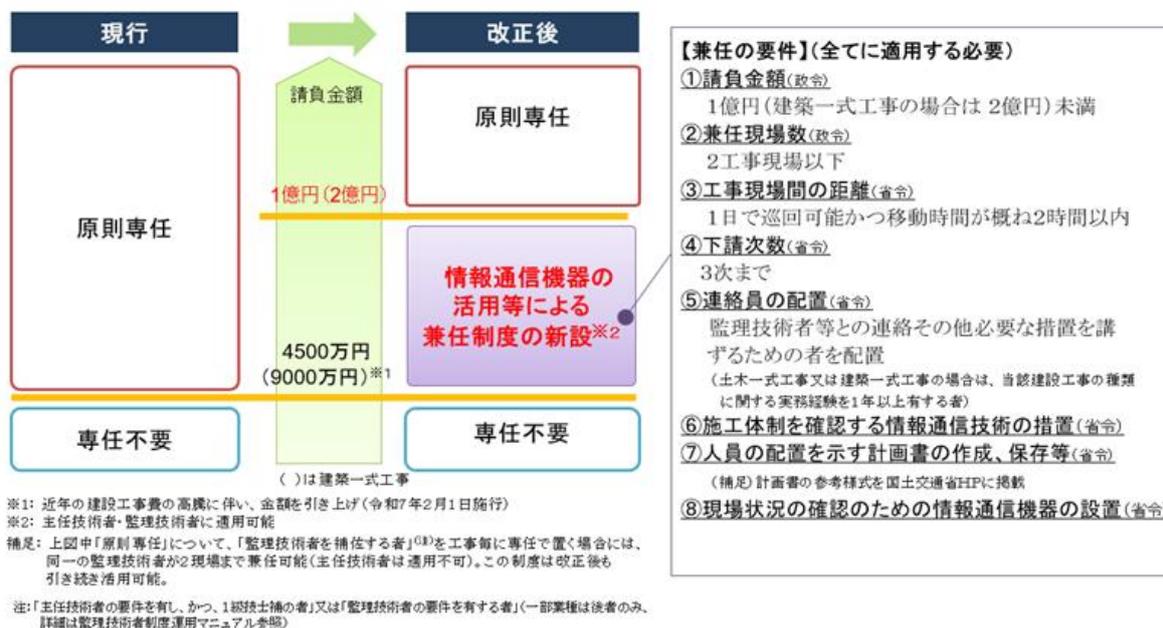
改正前の監理技術者等の専任義務規制により、技術者の能力や業務量に余力がある場合でも他の現場を兼務することができず、柔軟な人員配置が困難であり、こうした現場への拘束が、着工待ちの発生や、技術者一人当たりが管理できる現場数を過剰に制限し、生産性を抑制する要因となっている、との声がある。

#### 【業務の属人化と施工管理に関するナレッジ継承の停滞】

施工管理の品質が、特定のベテラン技術者の経験則や勤に過度に依存している。現場専任を前提とした業務スタイルでは、ノウハウが形式知化されにくく、ベテランが不在の現場では品質リスクが高まる恐れがある。また、技術者が個々の現場に固定化されることで、組織全体での知見共有が阻害されるという弊害も生じている。

#### 4) 見直し後の規制（規制見直しによって可能となったこと）

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「建設業法等改正法」という。）により建設業法が改正され、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度が新設された（令和 6 年 12 月 13 日から施行）。この制度は、改正後の建設業法第 26 条第 3 項<sup>2)</sup>第 1 号に基づくものであることから、「専任特例 1 号」と称される。<sup>1</sup>



図表 3 「専任特例 1 号」の概要

※図表は令和 7 年 2 月 1 日改正時のものである。ここで示されている請負金額の下限は、令和 6 年 12 月 13 日改正時の 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）から 4,500 万円（同 9,000 万円）に引き上げられたものであることに留意していただきたい。

出所) 国土交通省提供

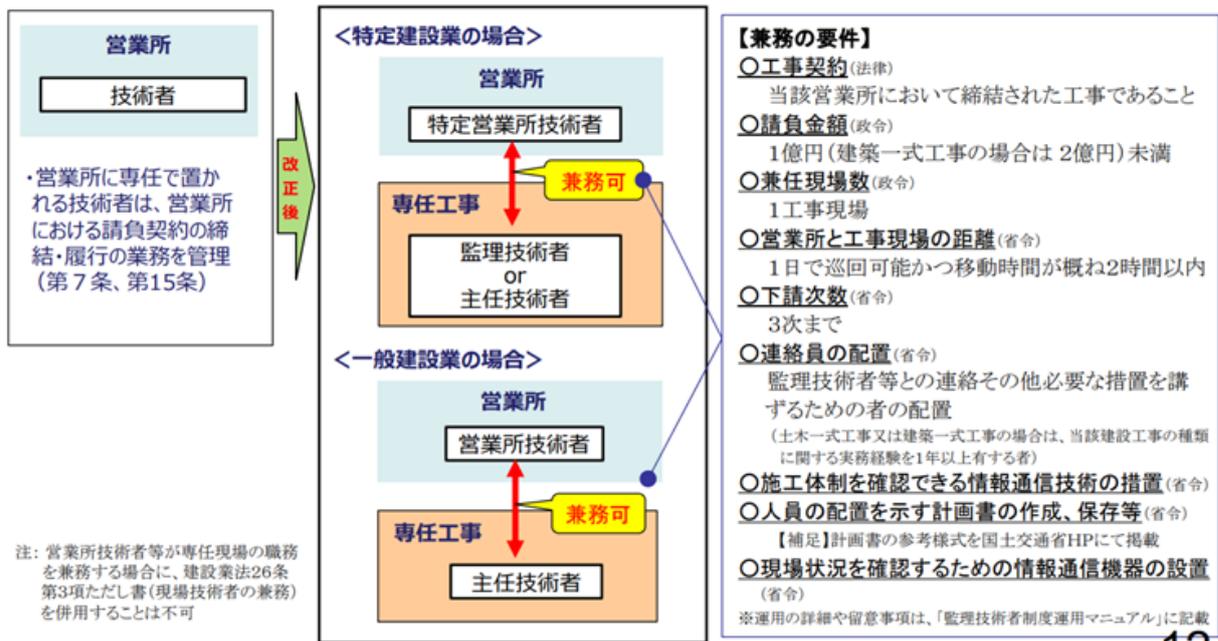
建設業法の上記改正と併せて、「監理技術者制度運用マニュアル」も改訂され<sup>(18)</sup>、監理技術者等の遠隔現場における運用の詳細や留意事項が示された。

これにより、カメラや Web 会議システム等の情報通信システムを活用することで、一人の監理技術者等が、最大 2 つの現場を同時に管理・監督することが可能となり、技術者不足の解消や生産性向上、人材育成等が期

<sup>1</sup> なお、法第 26 条第 3 項第 2 号による専任特例（専任特例 2 号と呼ばれる。）は、監理技術者の専任を求める建設工事において兼務を認める特例（専任特例）のうち、工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置くことで、監理技術者が専任を要する工事を兼務できるものを指す。（参考：国土交通省「[監理技術者の専任緩和（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）](#)」）

待されている。

また、営業所ごとに専任で置くことが求められている営業所技術者等についても、生産性向上に資するため、建設業法の上記改正により、第 26 条の 5<sup>(3)</sup>として規定が新設され、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の監理技術者等の職務を兼務できることとなった。



図表 4 建設業法第 26 条の 5「現場技術者の専任合理化」の概要  
出所) 国土交通省【建設業法】現場技術者の専任合理化<sup>(17)</sup>

## 2.2. 特定元方事業者による作業場所の巡視

本項では、労働安全衛生法に基づく特定元方事業者による現場の巡視に関する規制の見直しについて解説する。

### サマリー

労働安全衛生法に基づく「特定元方事業者による作業場所の巡視」については、従来、毎作業日に少なくとも1回現場を直接巡回（実地巡視）することが原則とされ、複数事業者へのヒアリングを通じて、広範な現場移動等の負担が業務効率化の妨げとなっているとの意見が確認された。

この点について、建設業労働災害防止協会においてデジタル技術の活用に関する検討が進められ、令和6年3月に「令和5年度ICTを活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会報告書」<sup>(19)</sup>が取りまとめられ、その後、特定元方事業者による作業場所の巡視について、定点カメラやモバイルカメラ等のデジタル技術を活用した遠隔からの巡視の考え方をまとめた以下の関連資料記載の通知が、令和6年6月に厚生労働省から発出された。

### 【関連資料】

「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について」等<sup>(20)</sup>

## 1) 業務の内容

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）<sup>1</sup>に基づき、建設業及び造船業の元方事業者（特定元方事業者）は、一の場所で所属の異なる労働者が混在して作業を行う建設現場等において、混在作業による労働災害を防止するための措置の 1 つとして、作業場所の巡視を定めている。

## 2) 従前の規制

労働安全衛生法第 30 条第 1 項<sup>(4)</sup>では、特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならないことが定められており、このうち、同条第 1 項第 3 号では、特定元方事業者が講ずるべき措置として「作業場所を巡視すること。」が規定されている。

また、労働安全衛生規則第 637 条第 1 項<sup>(5)</sup>は、労働安全衛生法第 30 条第 1 項第 3 号の規定による巡視については、特定元方事業者は、毎作業日に少なくとも 1 回、これを行わなければならないと規定されている。しかしながら、これらの従前の規定においては、カメラ等の ICT 機器を活用した「遠隔からの巡視（リモート巡視）」が法的に認められるか否かが明確ではなかった。

---

<sup>1</sup> 労働安全衛生法とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること目的とする法律である。

### 3) 業務の課題

労働安全衛生法により義務付けられた「特定元方事業者による作業場所の巡視」は、混在作業による労働災害を防止するために同様に特定元方事業者に義務付けられている作業間の連絡調整と相まって、労働災害防止の要として機能してきた。しかし、労働人口の減少と建設現場の広域化・複雑化が進む中で、従来のアナログな巡視手法のみでは対応が困難な場面も散見されるようになり、現場運営において以下の四つの課題が顕在化している。

#### 【深刻化する安全管理者不足】

建設業の就業者の約 36%が 55 歳以上である一方、29 歳以下は約 12%と、他産業に比べて高齢化が顕著である<sup>(14)</sup>。現場の危険予知には豊富な経験が求められるが、熟練した安全管理者の引退が進む中で、広大な現場を毎日巡回し、適切な安全指導を行える人材が慢性的に不足している。

#### 【物理的な移動による労働生産性の阻害】

現行の規定では「実地による巡視」が原則とされてきたため、安全管理者は現場内の移動そのものに多くの時間を割かれている。とりわけ高層建築やトンネル、広域な土木現場においては、巡視のための移動時間に多くの時間を要し、本来注力すべき是正指導や安全計画の策定といった付加価値の高い業務に十分な時間を充てられない状況が生じている。

#### 【業務の属人化と安全管理に関するナレッジ継承の停滞】

不安全行動や不安全状態の発見が、巡視を行う担当者の経験や能力に依存している。ベテランであれば気付けるリスクも、経験の浅い担当者では見落とす可能性があり、担当者によって安全管理のレベルにばらつきが生じている。属人的な取組に頼り、組織としてヒヤリ・ハット等の安全データを形式知化・共有化していない場合には、組織としての安全水準の底上げが困難となることが懸念される。

#### 【目視による安全管理の限界】

広大な現場において、巡視に十分な人数や時間を取ることが困難な場合もあり、そのような場合には、刻々と変化する現場状況を網羅的に把握することが難しい。巡視の合間や死角となる場所において、作業間の連絡調整が十分になされていない状況を見逃す場合もあり、現場の広さや巡視体制によっては、目視だけでは、混在による労働災害を防止するために必要十分な巡視を行うことが困難な場合もあると考えられる。

#### 4) 見直し後の規制（規制見直しによって可能となったこと）

厚生労働省から「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について」（令和 6 年 6 月 28 日付け基安安発 0628 第 1 号）<sup>(20)</sup>が発出され、特定元方事業者による作業場所の巡視について、定点カメラやモバイルカメラ等のデジタル技術を活用した遠隔からの巡視の考え方がまとめられた。

この通知において、作業場所の安全衛生水準が低下することがないように十分留意の上、作業場所の巡視の趣旨目的に照らし、遠隔巡視が的確に実施可能と考えられる場合に行うこと等、遠隔巡視の考え方が示されたことで、従来の直接現場巡視に加えて、定点カメラ、モバイルカメラ、Web 会議システム等を活用した遠隔巡視の要件が明確化された。

## 2.3. 中間・完了検査

本項では、建築基準法に基づく建築物の中間検査、完了検査に関する規制の見直しについて解説する。

### サマリー

建築基準法に基づく「建築物の中間・完了検査」については、従来、遠隔で実施する場合の実務的なプロセスに関する知見・実績等が十分でなく、検査機関等側の検査者も、検査を受ける受検側の現場担当者も、現場に赴き対面で行うことを前提に運用されていた。

この点、規制の見直し等に伴い、国土交通省から、検査機関等側の検査者及び受検側の現場担当者のいずれか、さらにはいずれもがリモートによる検査が可能であることが明示されるとともに、それに合わせてリモートによる遠隔実施の際の必要事項や留意事項等を取りまとめた以下の関連資料記載の運用指針等が公表された。

### 【関連資料】

#### 現地での受検側の立ち合いがリモートの対応となる場合（リモート A）

「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針【令和 4 年 5 月版】」<sup>1</sup> <sup>(21)</sup>

「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施について」（令和 4 年 5 月 9 日付国住指第 1616 号）<sup>(22)</sup>

#### 検査機関等側における検査者のリモート検査（リモート B）

「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針【令和 6 年 4 月版】」<sup>(23)</sup>

「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の遠隔実施について」（令和 6 年 4 月 16 日付国住指第 60 号）<sup>(24)</sup>

受検側の現場担当者及び検査機関等側の検査者のいずれもがリモートによる検査（リモート C）については、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針【令和 4 年 5 月版】」<sup>(21)</sup> 及び「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る

<sup>1</sup> なお、当該運用指針には「完了検査」とあるが、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の遠隔実施について」（令和 6 年 4 月 16 日付国住指第 60 号）により、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針【令和 6 年 4 月版】」を併せて参考にすることで当該運用指針を適用することが可能であることが示された。

運用指針【令和 6 年 4 月版】<sup>(23)</sup> の両指針に基づき実施することが可能である。

本書においては、上記リモート類型のうち、とりわけ検査者がリモートで参加する場合（リモート B）の検査について取り上げる。

## 1) 業務の内容

中間検査・完了検査とは、建築基準法に基づき、建築物等が法令の基準に適合しているかを確認する法定検査であり、検査機関等（建築主事・建築副主事又は指定確認検査機関）が実施するものである。

検査に当たっては、検査機関等側の検査者が、受検者側の現場担当者と質疑応答等を行いながら、建築物等の法適合性を確認することとなっている。

## 2) 従前の規制

建築物に関する完了検査については建築基準法第 7 条第 4 項<sup>(6)</sup>等で、中間検査については同法第 7 条の 3 第 4 項<sup>(7)</sup>等で、その実施が義務付けられている。

また、建築基準法第 18 条の 3 第 1 項<sup>(8)</sup>の規定に基づき、検査等の公正かつ適確な実施を確保する観点から、「確認審査等に関する指針」<sup>(9)</sup>策定されており、この指針において、中間検査・完了検査の具体的な実施方法等が定められている。建築基準法や「確認審査等に関する指針」では、従来、中間検査・完了検査を遠隔で実施することの可否や要件が明確化されておらず、検査機関等側の検査者及び受検側の現場担当者の双方が、法的なリスクや品質確保等の観点から、現地に赴き対面で検査を行わざるを得ない運用が続いていた。こうした点が、建設現場におけるリモート検査の導入や普及を阻む要因となっていた。



図表 5 中間検査・完了検査のイメージ（従前）

出所）国土交通省「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の遠隔実施について（リモート検査の推進）」<sup>(23)</sup>

### 3) 業務の課題

中間・完了検査においては、とりわけ検査機関等に、以下の課題が顕在化している。

#### 【労働生産性の阻害】

工事現場が広範囲に点在するため、検査者の移動時間に膨大な時間がかかるほか、移動時間の制約により、1日に対応できる検査件数が限られる。

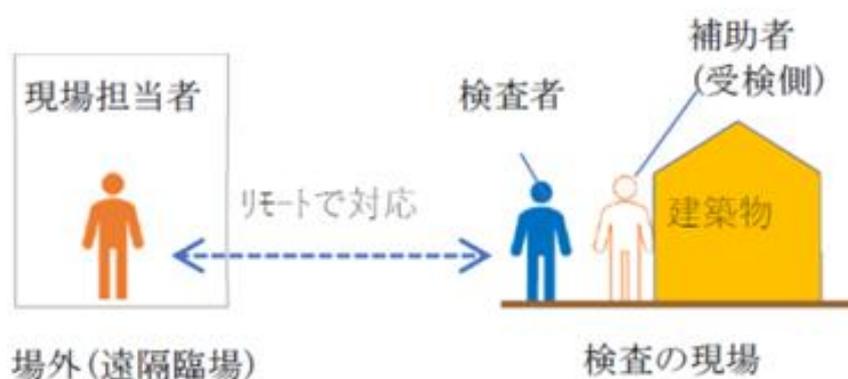
#### 【人手不足】

建築主事等の有資格者の不足・高齢化に加え、現場への物理的な訪問を要することから、検査者一人あたりが対応可能な件数が限られている。とりわけ地方においては、移動時間の負担が大きく検査の予約枠が確保しづらい状況が生じている。このため、現場の施工が進捗しているにもかかわらず検査が実施できず、工期の遅延や建築物の引き渡し時期に影響を及ぼす懸念が高まっている。

#### 4) 見直し後の規制（規制見直しによって可能となったこと）

前述のように、建築基準法や「確認審査等に関する指針」では、検査機関側の検査者が中間検査・完了検査を遠隔で実施したり、受検側の現場担当者が遠隔で立ち合うことは妨げられていないものの、従来、対面で実施することを前提に運用されており、技術的な実効性や実務的なプロセスに関する知見や実績も十分でなかった。

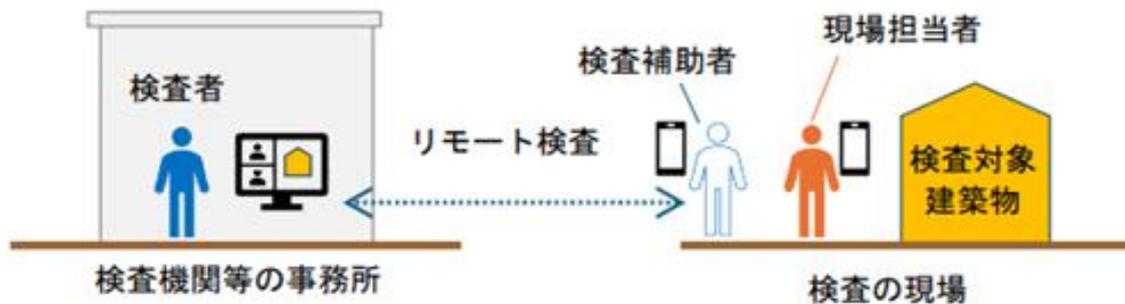
そこで、建築行政手続におけるオンライン化・デジタル化を推進していた国土交通省において、令和4年5月、現地での受検側の現場担当者の立ち合い（「リモート A」）について、複数の物件で実証実験を実施した上で、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針【令和4年5月版】」（以下「立ち会い遠隔実施指針」という。）を取りまとめ、Web 会議システム等のデジタル技術を活用した完了検査における立ち合いの遠隔実施の留意事項等を示した。なお、完了検査のみならず、中間検査についても、下記令和6年4月版の運用指針と併せて参考にすることで、立ち会い遠隔実施指針を適用することが可能であることが示された。



図表6 リモート A における遠隔立ち合いのイメージ

出所) 国土交通省「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針【令和4年5月版】」<sup>(21)</sup>

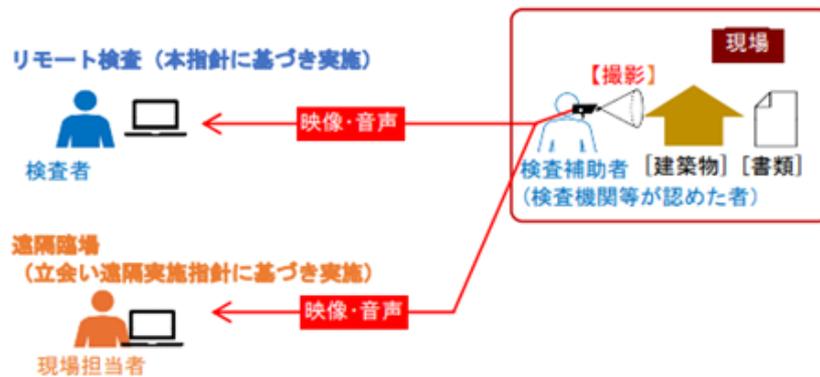
また、令和 6 年 4 月、国土交通省は、デジタル庁による「アナログ規制の見直し」の取組も受け、現地での受検側の現場担当者の立ち合いがリモートの対応となる場合（リモート A）に加え、検査機関等側における検査者のリモート検査（「リモート B」）の導入を後押しするため、リモート検査を実施する上で必要な事項や留意すべき点について、実証実験の結果をもとに整理した運用指針「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針【令和 6 年 4 月版】」を公表し、検査機関等において、本指針を参考として、リモート検査の導入（指定確認検査機関においては、確認検査業務規程等の改定を含む。）に積極的に取り組むよう推奨した。



図表 7 リモート B におけるリモート検査のイメージ

出所) 国土交通省「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針【令和 6 年 4 月版】」<sup>(23)</sup>

さらに、現地での受検側の現場担当者の遠隔立ち合い（リモート A）と検査機関等側における検査者のリモート検査（リモート B）を組み合わせる場合（「リモート C」）についても、現場の体制等について検査者と受検者で十分に検討・協議した上で、上記両指針に基づき実施することが可能であることが示されている。



図表 8 リモート C におけるリモート検査のイメージ

出所) 国土交通省「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針【令和 6 年 4 月版】」<sup>(23)</sup>

これにより、検査機関等の検査者は現場に行かず、現場の検査補助者から送信される映像等を事務所等で確認して検査を実施できるようになり、移動時間の削減や在宅立ち合い・在宅検査の実現が期待されるようになった。

このうち、検査機関等側における検査者のリモート検査（リモート B）については、[3.3.2. 中間・完了検査](#)のうち、[完了検査（リモート B）の事例](#)において、「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針【令和 6 年 4 月版】」で示された必要事項や留意点を踏まえた実活用事例等を紹介するので、導入検討において、是非参考にしていきたい。

## 3. デジタル技術の導入に向けた取組

3.1. 活用可能なデジタル技術の認知・理解

3.2. 効果検討・検証／実務への反映（対象業務別）

3.2.1. 監理技術者等の専任  
特定元方事業者による作業場所の巡視

3.2.2. 中間・完了検査

### 3. デジタル技術の導入に向けた取組

#### 3.1. アナログ規制の見直しから技術導入に至るプロセス

アナログ規制の見直しを契機としてデジタル技術の導入を検討する際、単に技術製品を調達するに留まらず、現場での実効性を高め、真の業務変革へと繋げるためには、体系的なプロセスを経ることが不可欠である。

そこで本項では、個別の技術論に先立ち、事業者が踏むべき標準的な導入フローについて、「活用可能な技術の認知・理解」「効果検討・検証」「実務への反映」という三つのフェーズに整理して解説する。

以下、この一連の流れを前提としつつ、活用可能な技術の選択肢を提示するとともに、対象業務における具体的な導入効果や先進事例について解説する。建設・建築業界の事業者は、自社の課題や状況に照らして本稿を参照し、デジタル技術導入に向けた指針とされたい。

##### 1) 活用可能な技術の認知・理解

自社の業務課題を解決するためには、まず市場にどのようなデジタル技術が存在するかを広く認知し、その特性を正しく理解する必要がある。

技術情報の収集においては、デジタル庁が規制見直しに関連する技術を整理・公開している「技術カタログ」<sup>(25)</sup>に加え、国土交通省が有用な新技術の情報を提供する「新技術情報提供システム（NETIS）」<sup>(26)</sup>等の活用も有効である。

## 2) 効果検討・検証

活用可能な具体的な技術の選定が完了した段階で、当該技術の導入により、想定した効果等が見込めるかを検証する必要がある。

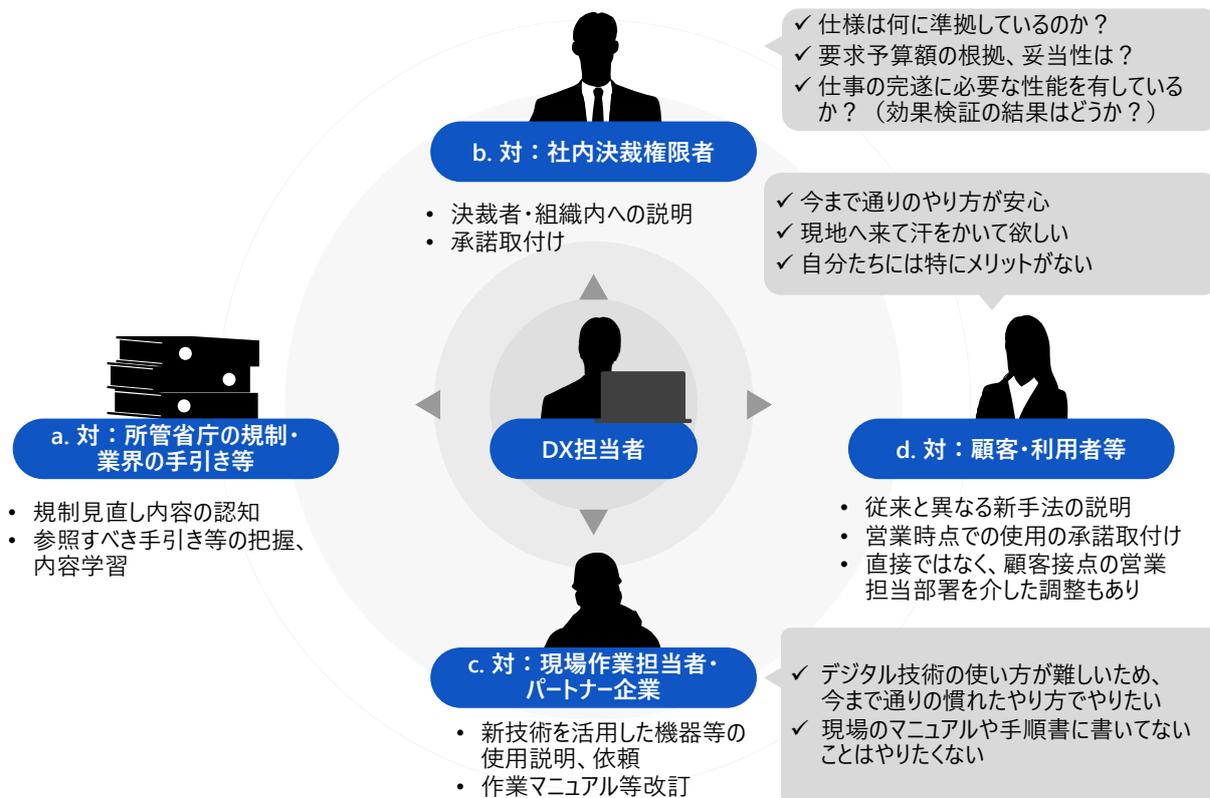
## 3) 実務への反映

前述の1) 活用可能な技術の認知・理解及び2) 効果検討・検証を経た後、実務への実装段階においては、関係各所との調整が必須となる。本項では、トップダウン（上層部主導）型ではなく、実務担当者やチームが主体となって技術を導入するボトムアップ型のアプローチを想定し、担当者が調整・実施すべき事項を整理する（詳細は次項にて後述）。

現状において、デジタル技術の導入を推進する実務担当者には、技術への理解や検証能力に加え、以下の対応が求められると考えられる。

- a. 最新の規制見直し動向及び各種基準・ガイドライン等への精通
- b. 決裁権限者に対する、理論的根拠に基づいた説明及び承認の取得
- c. 現場作業担当者及びパートナー企業との丁寧な合意形成、並びにマニュアル改訂や教育訓練等を通じた習熟支援
- d. 顧客や一般利用者が抱く心理的な抵抗感や懸念の払拭

実務担当者に求められる「実務への反映段階」における全方位的合意形成のためのコミュニケーション



図表 9 実務担当者に求められる「実務への反映段階」における全方位的合意形成のためのコミュニケーション  
 出所) NRI 作成

## 3.2. 活用可能なデジタル技術の認知・理解

建設・建築業界におけるデジタル技術の活用は、必ずしも大規模な投資を伴う高度なシステム導入のみを指すものではない。汎用的なコミュニケーションツールから、業務プロセスそのものを変革する専用技術に至るまで、多様な選択肢が存在する。事業者は、自社の習熟度や解決すべき課題の深度に応じて、最適な技術形態（Type）を選択することが推奨される。

### **Type 1（Basic）：汎用的な Web 会議システム等の活用**

初期導入の障壁が最も低い形態として、一般的なスマートフォン・タブレット端末を活用した、汎用的な Web 会議システム（Microsoft Teams、Zoom 等）等の活用が挙げられる。

これらのシステムは既に多くの企業で利用できる環境が既に整備されていると考えられ、追加の設備投資やこれを利用するための教育コストを最小限に抑制できる点が最大の利点である。対象業務における「現場と事務所を映像で接続し、双方向の対話を行う」という基本的要件はこれらで充足が可能であり、多くの現場において現実的かつ有効な選択肢となる。

## Type 2 (Advanced) : 業務特化型の製品・サービスの活用

前述のような汎用的な Web 会議システム等の活用以外にも、より現場の実情に即した運用や効率化を求める場合、あるいは以下のような現場特有の課題への対応が必要な場合には、建設現場向けに最適化された遠隔支援ツールやウェアラブルクラウドカメラ等の活用が有効な選択肢となる。

### 【抽象的な指示による対象特定の困難さと意思疎通の負荷】

遠隔臨場及び巡視を行う際、スマートフォン等の通信機器を介しコミュニケーションをとるが、建設現場では、特徴的な部分を持たない柱や木の板等について確認・相談する必要がある。その確認・相談したい箇所は対面であれば指差し等で容易に特定できるものの、遠隔臨場及び巡視では指差しを行うことが困難であり、また特徴的な部分を口頭で特定することも難しく、確認・相談の対象が特定しにくく、コミュニケーションコストがかかる。

### 【データ管理や活用の煩雑さ】

現場で撮影したデータの整理や管理、報告書作成等の後処理に多大な時間と手間を要する。

### 【作業性・安全性の阻害】

スマートフォン・タブレット端末を使って撮影等を行う場合、基本的には片手が塞がり、現場での作業性や安全確保に支障が生じる懸念がある。

上記のような課題を踏まえ、本類型における目的は、現場特有の制約を専用機器や機能によって克服し、遠隔での対象業務の実施の実効性を担保することにあり、具体的な活用事例としては、以下の三点が挙げられる（詳細は後述の[監理技術者等の専任規制合理化に関する事例](#)、[特定元方事業者による作業場所の巡視に関する事例](#)、[完了検査（リモート B）の事例](#)を参照）。

### 【視覚的なコミュニケーションによる「正確な状況把握・指示」の実現】

画面上の対象物を指し示す「ポインター機能」等を活用することで、対面で指差しをしているのと同じように指示箇所を視覚的に明示でき、煩雑な説明なく的確な指示伝達を実現することができる。

### 【常時録画やハンズフリーによる現場の「可視化」と「安全性」の担保】

人体への装着や、三脚やアタッチメントに取り付けて簡易設置ができるウェアラブルカメラ等の活用により、作業を妨げることなく遠隔臨場及び巡視が可能になり、現場の安全性を担保することができる。

また、常時録画機能により現場映像を切れ目なく記録することで、現場状況を漏らさず可視化することができる。

### 【クラウド連携による大幅な「業務効率化」の実現】

撮影した写真や動画データを自動的にクラウドへ保存・一元管理する機能により、現場から事務所等へ移動後に SD カード等からのデータ取り込みや整理作業が不要となり、報告業務等の大幅な効率化が実現される。

### Type3 (Integration) : BIM/CIM<sup>1</sup>及び 360 度画像技術<sup>2</sup>等の活用

視覚的な確認に留まらず、施工プロセス全体の手戻り防止や品質記録の高度化を志向する形態として、BIM/CIM や 360 度画像解析技術等の活用が挙げられる。これらは将来構想ではなく、既に実運用フェーズに入っている実装段階の技術である。

本類型における目的は、デジタルデータの統合的な運用により、業務プロセスを変革することにある。具体的な活用事例としては、以下の三点が挙げられる（詳細は後述の[中間検査の事例](#)を参照）。

#### 【3D 空間と現場動画の統合による検査の合理化】

AR マーカーと 360 度カメラを活用して撮影した現場データと、躯体 BIM モデルをシステム上で自動整合（位置特定）させることで、施工箇所の状況をデジタル空間上に再現する。これにより、現場担当者はカメラを持って歩き撮影をするだけで、躯体 BIM モデルと現在の工事進捗との統合管理可能となり、従来の「メジャーを当てて黒板を置いて 1 箇所ずつ撮影する」といった多大な労力を要する撮影業務が劇的に削減される。

#### 【施工段階での高度な品質管理】

360 度カメラを配筋状態の部材内部へ差し込む撮影手法により、従来の外側からの写真撮影では困難であった内部構造（段筋やスリーブ等）の明瞭な可視化を実現している。これにより、検査者は現地に赴くことなく、システムから切り出された写真台帳や動画データを確認することで、高精度な書面検査や立ち会い補助が可能となる。

#### 【施工データの記録・活用（デジタルツイン化）】

施工データをデジタルツインとして半永久的に保存・管理することで、検査完了後もデータの二次利用が可能となる。具体的には、将来の改修工事や災害発生時における状況確認（壁内配筋の特定等）にも資する新たな付加価値を創出している。

---

<sup>1</sup> BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling) : コンピュータ上に作成した 3 次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルのこと。設計、施工から維持管理までのあらゆる工程で情報活用を行うための概念及び技術。

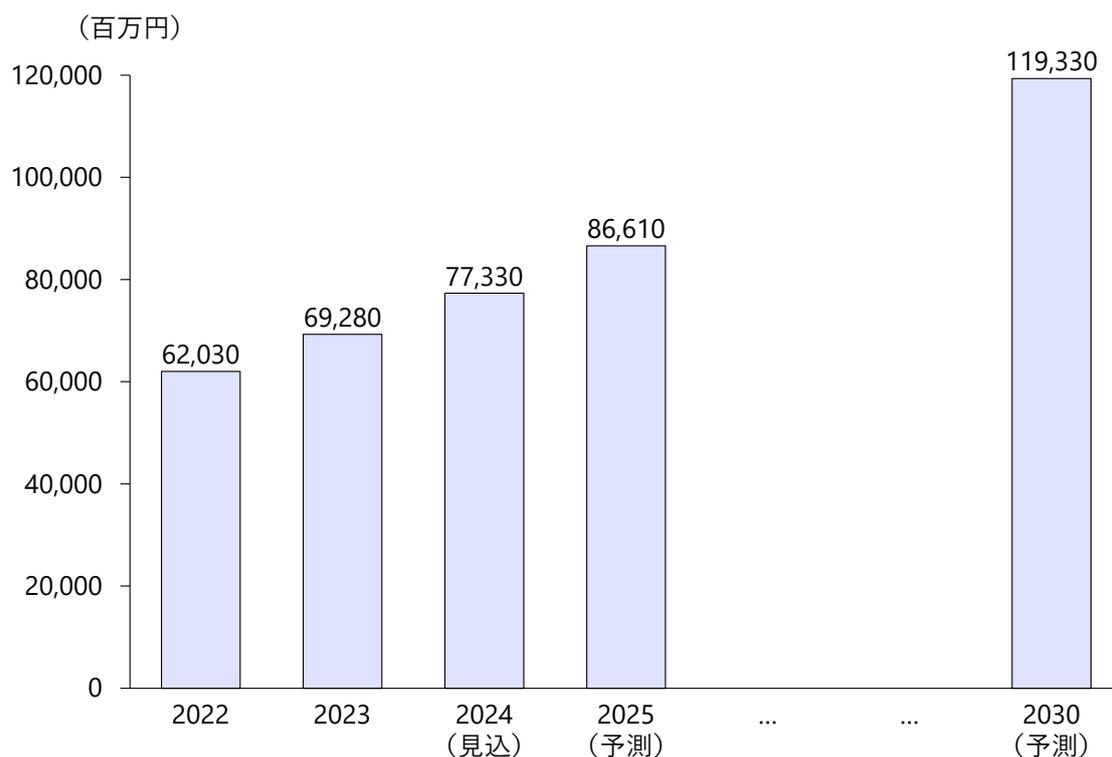
<sup>2</sup> 360 度画像技術: 全天球カメラ等を用いて、撮影者を中心とした上下左右全方位の映像を記録する技術。撮影後に視点を自由に操作できるため、一方からの写真では確認困難な箇所（天井裏や背面の状況等）の把握に適している。

	対象業務を実施するための要素	要素を実現するための機能の例
<b>Type1</b> 汎用的なWeb会議システム等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場と事務所を映像で接続し、双方向の対話を行う基本的なコミュニケーション機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Web会議システム (Microsoft Teams、Zoom等)</li> <li>スマートフォン・タブレット端末</li> </ul>
<b>Type2</b> 業務特化型の製品・サービスの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>正確な状況把握・指示を実現する視覚的なコミュニケーション機能</li> <li>現場の可視化及び安全性担保を実現する機能</li> <li>業務効率化を実現するデータの保存・管理機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ポインター機能」等による視覚的なコミュニケーション機能</li> <li>常時録画機能及びハンズフリー機能</li> <li>クラウド連携によるデータの保存・一元管理機能</li> </ul>
<b>Type3</b> BIM/CIM及び 360度画像技術等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工プロセス全体の手戻り防止や品質管理の高度化を実現する機能</li> <li>業務の効率化及び合理化を実現する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BIM/CIM (3Dモデルと属性データの統合)</li> <li>360度画像解析技術、360度カメラ</li> </ul>

図表 10 建設・建築現場におけるデジタル技術活用のプロセス  
 出所) NRI 作成

**【参考：対象業務に関連する市場規模】**

以下の図表は、対象業務（遠隔臨場、遠隔巡視、リモート検査）に関連するICTソリューションの市場規模総額を推計したものである。図表にあるように、関連するICTソリューションの市場規模は年々拡大していくと推定されている。



図表 11 対象業務（遠隔臨場・遠隔巡視・リモート検査）関連市場規模

出所) 矢野経済研究所「[2025年版 建設DX \(ConTech\) 市場の実態と展望 ～ソフトウェア・ソリューション編～](#)」<sup>(27)</sup> をもとに NRI 作成

### 3.3. 効果検討・検証及び実務への反映

本項では、前項で整理した技術要素が、アナログ規制見直しの対象業務において、いかなる業務変革をもたらすかについて解説する。具体的には、導入による定量的な効果試算を示すとともに、先行事例に基づく実務への適用可能性について概説する。

#### 3.3.1. 監理技術者等の専任及び特定元方事業者による作業場所の 巡視

「監理技術者等の専任」及び「特定元方事業者による作業場所の巡視」の 2 業務については、現場で一体的に実施される場合があることに加え、技術導入による効果も同様の傾向が見込まれるため、本項において一括して論じる。

##### 1) 効果検討・検証

本項では、前述の 2 業務における、デジタル技術の導入が既存の業務プロセスにもたらす変化とそれに伴う経済的効果について解説する。

なお、本試算における「経済的効果」とは、従来の手法において不可避であった「現場への移動・訪問に伴う拘束時間」の削減分、及び当該時間を「監督者の人件費」に換算して算出した推計値を指すものである。<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup>実地での監理技術者等の専任及び特定元方事業者による巡視業務では、現場管理や安全確認の実務に加え、複数現場間の往復移動等が総拘束時間の大きな割合を占める傾向にあった。本試算では、デジタル技術の活用により当該「移動時間」が削減された場合、どの程度の人件費削減及び生産性向上が見込まれるかについて、定量的指標を用いて検証している。

## 【既存の業務プロセスにもたらす変化変革】

従来の実地による臨場及び巡視においては、広範囲な現場移動に伴う時間的損失や、限られた技術者による現地目視確認が必須であることに起因する負担の集中が常態化していた。

デジタル技術を活用し、これらの業務を遠隔実施へと代替することにより、移動等に係る非効率性を大幅に削減し業務効率化を図るとともに、危険箇所への立入回避による安全性向上や、即時的な映像共有を通じた円滑な合意形成及び技術伝承を実現する等、監督業務プロセス全体の変革が見込まれる。



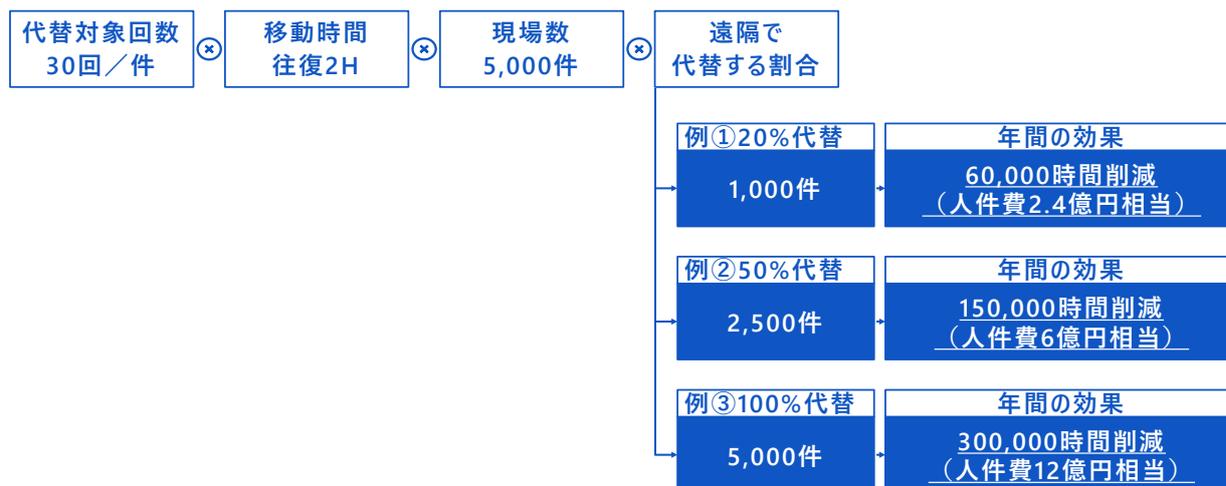
図表 12 デジタル技術活用による臨場及び巡視の業務変化（Before/After）

出所）NRI 作成

## 【デジタル技術の活用による経済的効果】

本試算（年間対象数 5,000 件、往復移動 2 時間／件と仮定）によれば、従来の実地による臨場及び巡視を遠隔実施へ代替した場合、その代替率（20%～100%）に応じて、年間で **60,000 時間～最大 300,000 時間**の業務時間削減が見込まれる。これを金額換算した場合、**2.4 億円～最大 12 億円相当<sup>1</sup>**の経済的効果となる。

### 建設業者A社が遠隔臨場（巡視）を実施した場合の年間コスト削減イメージ



図表 13 建設業者 A 社が遠隔臨場及び巡視を実施した場合の年間コスト削減イメージ  
出所) NRI 作成

### 【参考：試算の根拠】

建設業者 A 社：本コンテンツにおけるモデルケースとして設定した架空の建設業者

訪問回数：事業者ヒアリングに基づき設定。監督者の 1 棟当たり訪問回数（約 50 回）のうち、遠隔臨場及び遠隔巡視によって代替可能な回数を 30 回と仮定。

移動時間：拠点（事務所等）から現場までの自動車移動等を想定して設定

現場数：各事業者（主に賃貸住宅、戸建住宅を展開するメーカー等）の平均値に基づき設定

人件費：各種公開統計（厚生労働省「令和 6 年度賃金構造基本統計」等）をもとに、監督者 1 時間あたりの人件費単価を 4,000 円と想定して設定

<sup>1</sup> 本試算における金額は、削減された移動時間を平均的な労務単価で換算した「人件費相当額」である。検査者等の給与は一般的に固定給（固定費）であるため、算出額が直ちに支出削減となるわけではなく、創出された時間を他業務へ充当することによる生産性向上の指標である。

## 2) 実務への反映

### 監理技術者等の専任規制合理化に関する事例

『「指示出し」の常識を変える！SynQ Remote（シンクリモート）活用による「現場兼任」の実践（大東建託株式会社）<sup>1)</sup>』

#### 【背景】

##### 1. 企業名

大東建託株式会社

##### 2. 本社所在地

東京都

##### 3. 事業内容<sup>2)</sup>

建物賃貸事業の企画・建築、不動産の仲介・管理、ガス供給等の関連事業

##### 4. 規模

年間完成現場数：約 5,000 棟

##### 5. 経緯

同社では、アナログ規制見直し以前から SynQ Remote を導入しており、2024 年問題等による現場管理業務への圧迫といった課題に伴う業務効率化等を目的として、SynQ Remote 活用の検証を進めていた。

なお、SynQ Remote の導入経緯としては、同社における DX 関連の協業を契機に、汎用的な Web 会議システムと比較して、指示したい箇所（例：構造金物の取り付け位置 等）を画面上で矢印で指し示せる「ポインター機能」や、コンプライアンス上の証拠（利用実績）として活用できる録画機能、画質と速度の優先順位を切り替えられる点等が重視され、導入に至った。

また、社内での承認にあたっては、本社の工事管理部門が、法的要件と実運用を掛け合わせた判断を行うプロセスを構築し、「現場 A と現場 B を兼任可能か」を個別にシステム上で申請・承認する仕組みを整え、承認がないと担当者が割り当てられない仕様とすることで、コンプライアンスを担保した形で導入に至った。

---

<sup>1)</sup> 内容は各種公開情報ならびにヒアリングをもとに作成。

<sup>2)</sup> 事業内容は一部抜粋。

## 【実施内容】

### 1. 開始時期

#### ツール自体の導入（業務効率化・遠隔支援）

2021年11月より試行導入を行い、適用業務や通信環境等の検証を経て、2022年10月より全社で本格運用を開始（当該期間における運用は、あくまで現場の移動時間削減や技術的支援等の「業務効率化」を目的としたものである）。

#### 専任規制合理化（兼任）への適用

「監理技術者等の専任規制合理化」に係る運用については、2024年12月の制度改正（現場技術者の専任規制合理化）の施行を受け、2025年1月より正式に適用を開始（適用に際しては、改正後の法令に則り、適正なバックアップ体制等の要件を満たした上で運用を行っている）。

### 2. 規模・対象

当初は技術者40人で80現場の兼任から開始したが、2026年1月時点の実績として、約100人の技術者が約200現場を兼任する規模へと拡大している。

対象範囲及び金額要件としては、専任義務のない小規模物件（例：請負金額が建築一式工事で9,000万円未満、それ以外で4,500万円未満）での活用に加え、専任義務のある一定規模の物件についても、法定の専任特例1号の適用要件（建築一式工事で2億円未満等）を満たす範囲で兼任を実施している。

なお、法定の上限（2億円）を超える物件や、金額要件内であっても安全管理上の難易度が高いと判断される物件については、兼任は行わず専任配置（1人1現場）としている。こうした現場においても、移動時間の削減や検査の効率化、トラブル時の補助手段としてSynQ Remote（遠隔臨場）を活用している。

ただし、同社のシステム上、基本設定は「専任」となっており、兼任を行う場合は都度本社の工事管理部門へ申請し、承認を得るプロセスを必須としている）。

### 3. 使用ツール

SynQ Remote<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 同社では、SynQ Remoteに加え、労働災害の防止を目的とした株式会社Jシステムの「ActivCamera」<sup>(30)</sup>（約1,000台）や、入退場管理・RKYの把握を目的とした独自の現場管理システムも活用している。

#### 4. 実施体制・手順

同社では、現場の遠隔臨場において、法的要件及び実効性を考慮した以下の運用体制を構築している。

##### 運用の定義と適用範囲

本取組は、建設業法に基づく「監理技術者等の専任規制合理化」（以下「専任特例」という。）を活用した、現場の日常的な工事進捗管理やトラブル対応の遠隔臨場に焦点を当てている。

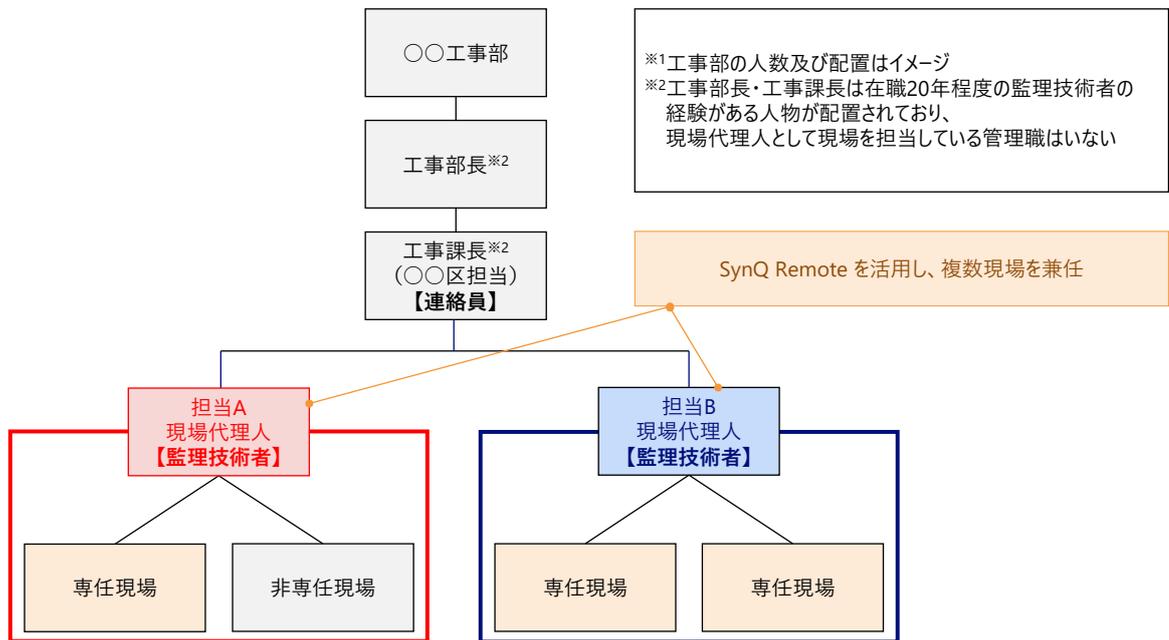
運用にあたっては、基本的には「専任（1人1現場）」が望ましいという考え方であるものの、工事の受注と着工のタイムラグの発生に伴う吸収せざるを得ない材料費高騰によるコスト増が生じており、これを改善するため速やかに着工を進めるべく、集合住宅等で兼任が可能なケースにおいて専任特例を適用している。その際、監理技術者を兼任していたとしても遠隔で臨場及び巡視のすべてを完結させるのではなく、「1日1回は必ず現場へ赴く（両現場を1日1回は巡視する）」という方針を堅持し、SynQ Remote の活用は、移動中の隙間時間の活用や、物理的に訪問困難なイレギュラー時の補助手段として位置づけている。

##### 独自のバックアップ体制と支援組織

所長（監理技術者等）が一人で全業務を担当する体制であることを踏まえ、不在時の連絡員として、現場常駐の若手や事務員ではなく、支店毎に「工事課長（管理職）」を設定している。これは、連絡員が単なる連絡の取り次ぎに留まらず、建築一式工事の経験に基づいた適切な指示を行える知識・権限を有することが望ましいとの判断に至ったことに加え、社内での上記体制を踏まえ、工事課長を連絡員にすることで工事課長が所掌すべき工事現場のすべてに関与できるようにしており、管理職として各現場に赴き工事現場に指示等を出す必要があるときは、同じタイミングで現場に赴くことが困難な監理技術者である部下と SynQ Remote でコミュニケーションを図ることで、社としての工事現場の適正性の判断と建設業法で求められる義務を同時に担保・遂行している。当該連絡員は事務所に待機し、トラブル発生時には2時間以内に現場へ到着可能な体制を確保している。

また、DX 推進の基盤として、各支店に「DX キーパーソン」を1名配置し、本社方針の現場への浸透や、スマートフォン操作に不慣れなベテラン社員への教育を担当させることで、組織的な定着を図っている。

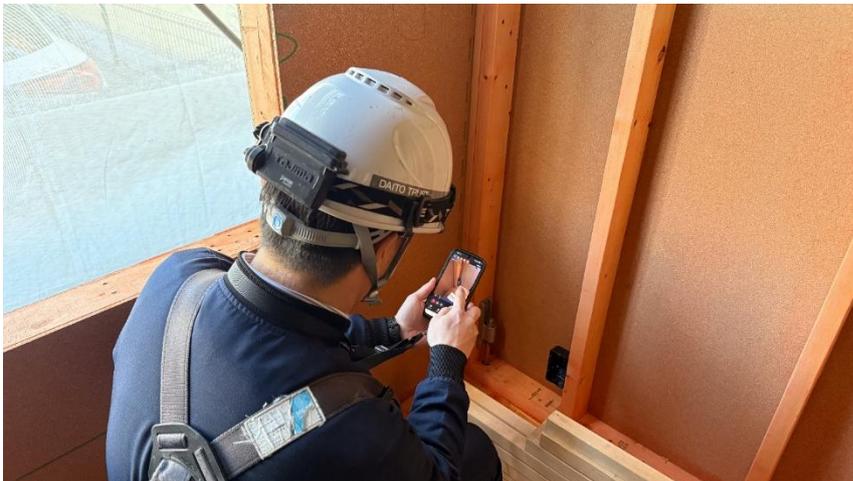
大東建託におけるSynQ Remoteの活用体制<sup>※1</sup>



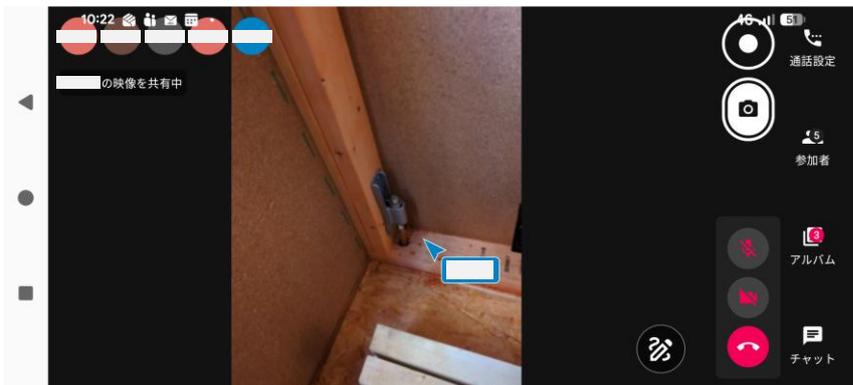
図表 14 大東建託株式会社における専任特例を活用した体制図  
出所) NRI 作成



図表 15 監理技術者が確認したい設備の取り付け位置を図面で特定して他の現場に指示している様子  
出所) 大東建託株式会社提供



図表 16 他の現場において監理技術者に指示された構造物の取り付け位置を映像等を通じて共有している様子  
出所) 大東建託株式会社提供



図表 17 SynQ Remote の「ポインター機能」を活用し、取り付け位置をピンポイントで指示する様子  
出所) 大東建託株式会社提供

## データ管理及び契約形態

技術の運用面では、SynQ Remote のスペースを「ID（社員）」単位ではなく「工事現場」単位とすることで、写真データ等を現場ごとに管理する仕組みを採用している。システム上の録画データは一定期間で消去される仕様であるため、必要な記録については自社の施工管理システムへ適宜取り込み、長期保管を行う運用としている。



図表 18 確認状況の映像・画像が保存されるアルバムの外観

出所) 大東建託株式会社提供

## 【デジタル化による効果】

### 1. 定量効果（従来業務の効率化効果）

#### 技術者の兼任体制確立による、人的リソースの最大化

建設業法に基づく「専任特例」と SynQ Remote を組み合わせた運用により、従来は専任配置が必要であった技術者が、2 現場を兼任することが可能となった。

実績として、約 100 名の技術者が約 200 現場を兼任する規模へと拡大しており、技術者不足という業界課題に対する人的リソースの効率化を実現している。

### 2. 定性効果（新たな価値・業務創出効果）

#### 遠隔での指示・確認による、安全・品質管理プロセスの即時化・高度化

従来、現場巡回時のみしかできていなかった、安全・品質確認業務は、SynQ Remote を活用することで、遠隔からの安全・品質確認業務が可能となった。これにより、現地到着までのタイムラグが解消され、安全・品質管理の質とスピードが大幅に向上している。

現状、労働安全衛生法に基づく特定元方事業者による巡視を遠隔で実施しているものではないが、同巡視の遠隔化についても現在検討中である。

#### 着工待ちの解消

従来は、人手不足等で着工ができずに待機している期間の価格高騰による差分は自社で対応している部分もあったが、兼任により早期着工が可能となったことで、差分の抑制にもつながっている。

また、施主様側にとっても、計画通りの事業開始が可能となった案件も出てきている。

## 【技術導入における成功のカギ】

同社では、技術導入に当たり以下のような取組や工夫を講じることにより、各関係者との合意形成を図っている。

### a. 対：規制・業界の手引き

遠隔臨場の導入に際しては、法的整合性の担保及び業界標準との適合を重視し、政府や関係団体が公表する以下のような解釈・ガイドラインを包括的に参照した。

#### ウェブ検索等で情報収集

国土交通省「【建設業法】現場技術者の専任合理化（R6.12.13 施行）」<sup>(17)</sup>

国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」<sup>(18)</sup>

### b. 対：社内決裁権限者

法定要件だけでなく、独自の管理基準に基づき「兼任可能か」をシステム上で個別に承認するフローを構築し、承認がなければ担当者を割り当てられない仕様にする事で、無理な兼任を防ぎ、確実な体制管理を実現している。また、あくまで「専任」を理想としつつ、現場訪問（1日1回）を基本としながら、イレギュラー対応や効率化の手段として遠隔ツールを活用する節度ある運用を行っている。

### c. 対：現場作業担当者・パートナー企業

所長一人現場という特性上、連絡員を「支店毎の工事課長」と定義し、専門工事の知識だけでなく全体管理の指示が出せる管理職を配置することで、実効性のあるバックアップ体制を構築している。

また、全国の各支店に DX キーパーソンを配置し、アプリの操作教育や運用ルールの浸透を草の根レベルで推進している。

### d. 対：顧客・利用者等

顧客（施主）に対して、規制合理化等（兼任・遠隔臨場の実施等）の適用に関する個別の報告や、特段の合意形成手続きは実施していない。

一方で、従来生じていた「技術者不足による着工待ち」を解消し、計画通りのスケジュールで事業を提供（着工）できた実績により、特段の懸念や抵抗なく受け入れられている。

実務担当者のコツ・成功のカギ	
 <p>a. 対：所管省庁の規制・業界の手引き等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府や関係団体が公表する解釈・ガイドラインを包括的に参照 例：国土交通省「【建設業法】現場技術者の専任合理化（R6.12.13施行）」 国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」</li> </ul>
 <p>b. 対：社内決裁権限者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独自の安全基準に基づく「兼任承認フロー」をシステム化し、無理な配置を防止</li> <li>原則は現場訪問とし、遠隔は補完手段とする運用を徹底</li> </ul>
 <p>c. 対：現場作業担当者・協力会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡員に「支店毎の工事課長」を据え、技術・管理両面から支援</li> <li>各支店に「DXキーパーソン」を配置し、教育とルール浸透を推進</li> </ul>
 <p>d. 対：顧客・利用者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施主への個別の事前報告・合意形成は実施していない一方、</li> <li>着工待ちを解消し「計画通りの工期」を実現する実利により、懸念なく受け入れられている</li> </ul>

図表 19 技術導入における成功のカギ（サマリー）

出所）NRI 作成

## 特定元方事業者による作業場所の巡視に関する事例

『移動時間を最大 50%削減！住宅現場におけるクラウドカメラを活用した「遠隔巡視」の取組（フクダハウジング株式会社）<sup>1</sup>』

### 【背景】

#### 1. 企業名

フクダハウジング株式会社

#### 2. 本社所在地

新潟県

#### 3. 事業内容<sup>2</sup>

新築住宅事業、リフォーム事業、事業用建築事業、不動産事業、マンション管理事業

#### 4. 規模

年間請負現場数：約数百件

---

<sup>1</sup> 内容は各種公開情報ならびにヒアリングをもとに作成。

<sup>2</sup> 事業内容は一部抜粋。

## 5. 経緯

建設・建築業界において「2024 年問題（時間外労働の上限規制）」への対応が急務となる中、同社においても労働時間の適正化が喫緊の経営課題となっていた。とりわけ、新築の注文・建売住宅を所管する建築部建設課においては、1 名の現場監督が常時複数の物件を兼務しており、複数現場間の移動に多大な時間を要する実態が認められた。遠隔地の現場への移動負荷はとりわけ大きく、これが業務効率化を阻害するボトルネックとなっていた。

こうした中で、全社的にカメラ活用の機運が高まっていたことを契機として、カメラを用いた遠隔巡視による移動時間の削減を目指し、具体的な導入検討が開始された。

機種選定においては、当初グループ会社で実績のある他社製カメラも比較対象となったが、大規模現場向けの大型カメラは、上棟後の建物内部や狭小な空間が多い住宅建設現場では運用性に課題があり、採用が見送られた。対して、セーフィー株式会社（以下「セーフィー」という。）より提案を受けたウェアラブルクラウドカメラ「Safie Pocket2 Plus」は、住宅現場に適した小型筐体に加え、三脚設置による定点撮影と手持ちでの移動撮影を 1 台で両立可能な柔軟性が評価され、選定の決定打となった。

導入プロセスにおいては、効果検証の手法が定まらず導入判断が長期化するケースも少なくないが、本事例ではセーフィーより提供された、必要な業務を分解し、それに対してカメラ等が適用可能かを分析できる「オペレーション表（効果算定シート）」を活用し、試験導入における移動時間削減等の定量的効果を経営層へ提案した。これにより、労働時間削減への具体的な解決策として経営層からの承認を得られ、本格導入に至った。また、本体内蔵 SIM による単体通話機能や、メーカーによる手厚い運用サポート体制も、円滑な導入を後押しする要因となった。



## 【実施内容】

### 1. 開始時期

2024 年の試験導入を経て、2025 年 2 月頃より本格運用を開始。

### 2. 規模・対象

建築部建設課において、年間約 30 棟の新築現場のうち、遠隔地に位置する現場を中心に優先的にカメラを設置・運用している（現状はカメラ台数に上限があるため、全現場同時稼働ではない）。なお、リフォーム現場については、顧客（施主）が居住中であるケースが多く、プライバシー保護の観点から導入障壁が高いため、現状は新築現場のみでの運用としている。

### 3. 使用ツール<sup>1</sup>

Safie GO 360（屋外向けクラウドカメラ）：5 台

Safie Pocket2 Plus（ウェアラブルクラウドカメラ）：3 台

施工管理アプリ（例：現場 Plus TF<sup>(33)</sup>）<sup>2</sup>

---

<sup>1</sup> ヒアリング時点（2026 年 1 月）の情報をもとに記載。

<sup>2</sup> カメラとのシステム連携は行わず、独立して運用。

#### 4. 実施体制・手順

現場の遠隔巡視において、工程に応じた以下の使い分けを実施している。

##### 屋外（基礎工事～上棟）

360 度広角カメラ「Safie GO 360」を常設し運用する。リアルタイムに全方位を俯瞰できる特性を活かし、作業員の安全・衛生管理や施工の進捗管理を実施する。管理画面上で複数現場を一元的に監視できるため、現場に赴くことなく他現場の状況把握が可能となり、訪問の要否判断や移動コストの削減に寄与している。

##### 屋内（上棟後）

上棟後の躯体内においては、小型の「Safie Pocket2 Plus」を三脚に設置し、簡易的な定点カメラとして屋内工事の進捗確認等に活用している。

##### 更なる活用に向けた取組

現在、屋内運用において課題となっている、パートナー企業の職人が抱く「常時監視されている」という心理的抵抗感の払拭や、職人に「業務開始と同時に携帯しているカメラの電源を入れてもらう」というルールが忘れられがちであることを踏まえ、そうした電源管理等の運用ルールの定着・改善に向けた解決策を検討している。

また、遠隔巡視以外の用途として、新入社員の教育・ノウハウ伝承のために活用する方法も検討している。具体的には、ベテラン社員の帯同が困難な場合でも、新入社員にカメラを携帯させて単独で現場へ派遣し、ベテラン社員が映像を見ながら遠隔で指示・指導を行うことで、教育と業務円滑化を両立する新たな運用手法を模索している。



図表 21 「Safie GO 360」の映像を活用し、全現場の進捗状況を遠隔巡視する様子

出所) 株式会社セーファー「[効果を可視化する「オペレーション表」を使った事前検証で、納得の導入へ Safie 活用により移動時間を最大 1/2 まで削減](#)」<sup>(31)</sup>



図表 22 「Safie Pocket2 Plus」を三脚に設置し、躯体内で簡易定点カメラとして活用する様子

出所) 株式会社セーファー「[「クダハウジング セーファーのクラウドカメラで「遠隔巡視」を実施](#)」<sup>(32)</sup>

## 【デジタル化による効果】

### 1. 定量効果（従来業務の効率化効果）

#### 基礎工事期間における屋外カメラの常設運用による、移動時間の大幅な削減

前述の「実施体制・手順」における「1.屋外（基礎工事～上棟）」では、360度広角カメラ「Safie GO 360」を常設し、遠隔巡視を定着させた結果、現場監督が物理的に現場へ赴く頻度が低下した。これにより、移動時間は従来の1/3～1/2程度まで削減されたことが明らかになっている。創出された余剰時間は他の付加価値業務へ充当されており、建築サービスの品質向上に直結している。

### 2. 定性効果（新たな価値・業務創出効果）

#### ダッシュボードでの一元管理による、安全管理体制の高度化・即時化

管理画面上で複数現場の映像を一元的に監視し、朝夕の定例確認を行うプロセスを確立したことで、従来行われていた実地巡視に加え、遠隔からのリアルタイムな状況把握が可能となった。具体的には、映像を通じた現場の整理整頓状況や不安全行動の予兆検知といった、労働災害防止に直結する安全管理活動の頻度と密度が向上した。

### 3. デジタル技術導入による副次的効果

上記の労働災害防止対策での効果に加え、導入したカメラシステムの機能を活用することで、以下の業務課題解決にも寄与している。

#### 常時録画機能の活用による、近隣トラブル対応の迅速化

前述の「実施体制・手順」における「1.屋外（基礎工事～上棟）」においては、近隣住民からの問い合わせ（騒音や物品放置等）が発生した際、Safie の「最大 30 日前まで遡及可能な録画機能」を活用して事実関係を確認することで、迅速かつ的確な初期対応が可能となっている。

#### 遠隔監視体制への代替による、警備外注費の削減

「長期連休中の現場管理」業務において、従来は警備会社へ委託していた現場巡回を、設置済みのカメラによる遠隔監視へ切り替えたことで、外注警備コストの直接的な削減を実現した。

#### スナップショット共有による、関係者間連携の円滑化

施工管理アプリにカメラ映像のスナップショットを添付して共有する運用を定着させた結果、営業や設計担当を含む関係者全員が同一情報を即座に視認できる環境が整い、とりわけ注文住宅における顧客対応の質とスピードが向上した。

#### 映像記録による、労務コンプライアンスの強化

当初は想定していなかったが、映像記録を活用することで、申請外の時間外労働（休日・早朝等の立ち入り）の実態把握や指導が可能となり、労務管理体制の強化に寄与している。

また、資材破損等のトラブル発生時における原因特定にも、客観的な証拠として映像が役立っている。

## 【技術導入における成功のカギ】

同社では、技術導入に当たり以下のような取組や工夫を講じることにより、各関係者との合意形成を図っている。

### a. 対：規制・業界の手引き

導入に際しては、政府や業界団体が公表する一般的なガイドライン等を、個別に詳細に参照・調査することは特段行っていないが、セーファーが制度・ルールにも精通していたため、同社より、遠隔巡視に係る制度・ルールや、具体的な製品・サービスの使用方法等の助言を受け、その専門的知見を活用することで効率的かつ適正に対応した。

### b. 対：社内決裁権限者

導入の決裁においては、「2024年問題」という全社的な経営課題に対する具体的解決策として位置付けたことで、社内の抵抗感なく円滑な承認を得た。説得材料としては、オペレーション表等をもとに、カメラ導入のトライアル段階での実績に基づく「移動時間削減効果の試算（シミュレーション）」を提示したことが採用の決定打となった。

下記 c.のパートナー企業に対する課題に対する別のアプローチ・新たな活用方法として、パートナー企業への依頼が困難なケースでは、自社の若手社員にカメラを携帯させ、ベテランが遠隔指導を行う「教育兼遠隔巡視」のスタイルへ切り替える等、柔軟なアプローチによって活用範囲の拡大を検討している。

### c. 対：現場作業担当者・パートナー企業

遠隔巡視を実施するにあたり、まずは運用ルールの詳細は作り込まずに、「基礎工事ではカメラ活用、混雑する屋内工事は現地確認」といった活用シーンの「住み分け」のみを現場の作業担当者等へ例示し、具体的な操作や手順は現場での運用状況を見ながら段階的に最適化を図っている。また、独自の厳格な資格要件等は設けず、各現場の監督者がカメラを自身のツールとして手軽に活用できる環境整備を重視している。

さらに、パートナー企業（職人）から生じる「監視されている」という心理的抵抗に対しては、「次の工程準備を円滑にするための進捗確認である」という導入目的を粘り強く説明し、理解を求めている。

### d. 対：顧客・利用者等

顧客（施主）に対しては、本取組が現時点では社内業務の効率化を目的とした内部運用であることを踏まえ、特段の説明は行っていない。そのため、導入に対する心理的な抵抗感や、具体的な要望等の意見は生じていない。

実務担当者のコツ・成功のカギ	
 a. 対：所管省庁の規制・業界の手引き等	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府や関係団体が公表する解釈・ガイドライン等の参照は特段行わず、セーフティより制度解釈から製品使用法まで包括的な助言を受け、専門知見を活用することで効率的かつ適正に対応</li> </ul>
 b. 対：社内決裁権限者	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2024年問題」への解決策と位置付け、トライアル実績（移動時間削減の試算）を提示し決定打に</li> <li>協力会社への依頼が困難な場合は、自社若手の「教育兼遠隔巡視」へ切り替えるなど柔軟に運用</li> </ul>
 c. 対：現場作業担当者・協力会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>細ルールは作らず「活用シーンの住み分け」のみ例示し、段階的に最適化</li> <li>「監視」への心理的抵抗には、「次工程準備を円滑にするための進捗確認」という目的を説明し理解促進</li> </ul>
 d. 対：顧客・利用者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>社内効率化目的の内部運用であるため、施主への個別の事前報告・合意形成は実施しておらず、結果として導入に対する抵抗感や過度な要望等も生じていない</li> </ul>

図表 23 技術導入における成功のカギ（サマリー）

出所）NRI 作成

### 3.3.2. 中間・完了検査

#### 1) 効果検討・検証

本項では、建築基準法に基づく中間・完了検査におけるデジタル技術の導入が既存の業務プロセスにもたらす変革と、それに伴う経済的効果について解説する。

なお、本試算では、確認検査のうち完了検査のリモート化を想定し、検査者がリモートで参加する検査（リモート B）を対象とする。また、本試算における「経済的効果」とは、従来の手法において不可避であった「現場への移動・訪問に伴う拘束時間」の削減分及び当該時間を「検査者の人件費」に換算した推計値を指す。<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 実地での完了検査では、検査そのものの時間に加え、往復の移動時間が大きなウェイトを占めていたが、デジタル技術の活用により、この「移動時間」が削減されることで、どの程度の人件費削減（及び生産性向上）が見込めるかを定量的に示している。

## 【既存の業務プロセスにもたらす変化変革】

従来の実地による完了検査においては、検査者の現地訪問が必須であることに伴う移動時間の増大や、アナログ規制に起因する撮影等の非効率な作業負担が課題となっていた。デジタル技術を活用し、Web 会議システム等を用いたリモート検査との併用を推進することで、移動時間等を大幅に削減し業務効率化を図るとともに、複数人での検査実施を通じた若手技術者の育成や多様な人材確保への寄与等、検査業務プロセス全体の変革が見込まれる。



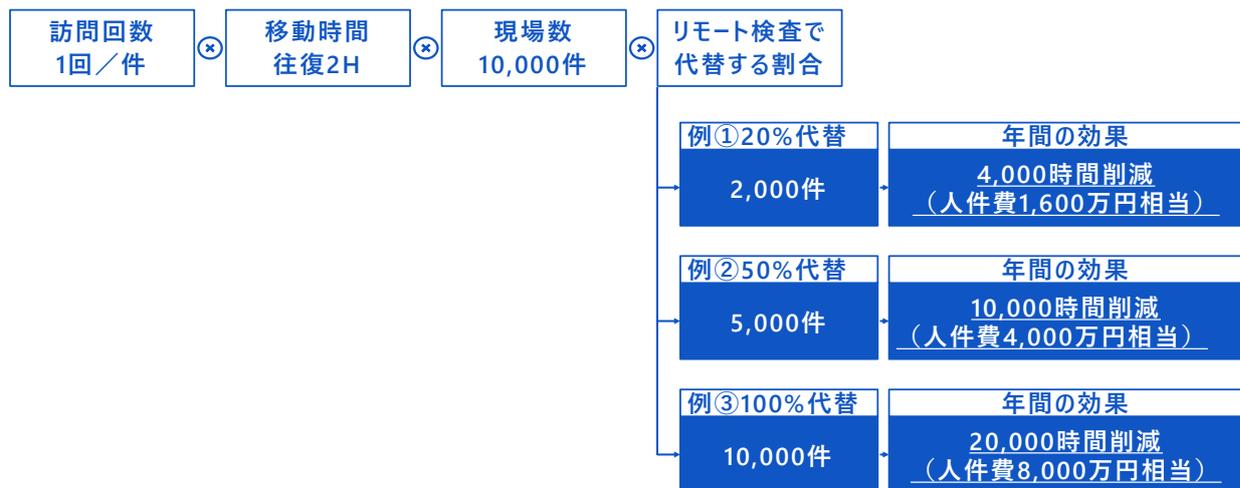
図表 24 デジタル技術活用による完了検査の業務変化（Before/After）

出所）NRI 作成

## 【デジタル技術の活用による経済的効果】

本試算（年間検査数 10,000 件、往復移動 2 時間/件と仮定）によれば、従来の実地検査をリモート検査へ代替した場合、その代替率（20%～100%）に応じて、年間で **4,000 時間～最大 20,000 時間**の業務時間削減が見込まれる。これを金額換算した場合、**1,600 万円～最大 8,000 万円相当<sup>1</sup>**の経済的効果となる。

### 検査機関B社がリモート検査を実施した場合の年間コスト削減イメージ



図表 25 検査機関 B 社がリモート検査を実施した場合の年間コスト削減イメージ

出所) NRI 作成

#### 【参考：試算の根拠】

検査機関 B 社：本コンテンツにおけるモデルケースとして設定した架空の検査機関

訪問回数：1 案件につき完了検査 1 回を想定

移動時間：検査機関等の事務所から現場までの自動車移動等を想定して設定

検査現場数：我が国の検査機関等における平均的な検査実績数に基づき設定

人件費：各種公開統計（厚生労働省「令和 6 年度賃金構造基本統計」<sup>(29)</sup> 等）を参照し、検査者 1 時間あたりの人件費単価を 4,000 円と仮定して設定

<sup>1</sup> 実地による完了検査においては、検査実務に要する時間に加え、往復の移動時間が総拘束時間の大きな割合を占める傾向にあった。本試算では、デジタル技術の活用により当該「移動時間」が削減された場合、どの程度の人件費削減及び生産性向上が見込まれるかについて、定量的指標を用いて検証している。

## 2) 実務への反映

### 完了検査（リモートB）の事例

『移動コスト削減とサービス提供エリア拡大を両立！SynQ Remote を活用した「リモート検査」の導入（ハウスプラス住宅保証株式会社）<sup>1)</sup>』

#### 【背景】

##### 1. 企業名

ハウスプラス住宅保証株式会社

##### 2. 本社所在地

東京都

##### 3. 事業内容<sup>2)</sup>

建築確認業務、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく保険法人業務、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価業務

##### 4. 規模

年間の検査数：約 15,000 件（建築確認における完了検査数）

##### 5. 経緯

同社では、人材の高齢化や不足を見据え、特に検査者（＝確認検査員）が不足する遠方のエリアを中心に検査網を維持・構築する手段として、リモート検査の導入を検討していた。そうした中、デジタル庁のアナログ規制見直しの方針が打ち出されたことが追い風となり、導入に至った。

特に、2025 年 4 月の法改正（省エネ義務化<sup>3)</sup>、4 号特例の縮小<sup>4)</sup>）を見据え、顧客からの「確認検査」と「性能評価」をセットで依頼する需要増加が予測されていた。しかし、従来は検査者が常駐していない地方エリアでは「確認検査」の提供が困難であり、「セットで受託することが困難であれば他社に乗り換えられる」という危機感があった。そこで、地方エリアでも確認検査サービスを提供するための戦略的ツールとして、リモート検査の実装を決定した。

---

<sup>1)</sup> 内容は各種公開情報ならびにヒアリングをもとに作成。

<sup>2)</sup> 事業内容は一部抜粋。

<sup>3)</sup> 参考：国土交通省「[脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）について](#)」

<sup>4)</sup> 参考：国土交通省「[4号チラシ](#)」

SynQ Remote については、グループ会社（東京電力株式会社）からの紹介があり導入の検討を開始し、国土交通省の運用指針や通知等で情報を収集したうえで、業務規定の認可変更手続きを経て運用を開始した。

## 【実施内容】

### 1. 開始時期

国土交通省の運用指針発出前からリモート検査の導入を検討しており、2024 年度のテスト運用を経て、2025 年 5 月より実際に運用を開始。

### 2. 規模・対象

現時点では、年間の完了検査数約 15,000 件のうち、有資格者が確保しにくいエリア（地方・郊外等）を中心に展開（約 100~200 件）。対象は「完了検査」のみ（中間検査は技術的難易度が高いため、今後の検討課題）。

### 3. 使用ツール

SynQ Remote

### 4. 実施体制・手順

本事例では、遠隔地の検査者と、現地の検査補助者（撮影者（外部の建築士））の連携により、以下のプロセスで検査を実施している。

#### 事前準備及び体制の確保（有資格者の限定）

まず、検査の実施にあたっては、品質担保の観点から、検査補助者（撮影者）を一般公募ではなく、現場の異常に気付き専門的な会話が成立する「外部の建築士（設計事務所等）」に限定して依頼をしている。また、図面等の書類確認については、自社ポータルサイトへ事前にアップロードし、双方が同じ資料を閲覧できる環境を整えている。

#### リアルタイム映像による遠隔検査

現地の検査補助者（撮影者）が私用のスマートフォンを用いて映像を伝送し、検査者がリアルタイムで指示を出しながら検査を行う。この際、過剰な要求リスクやデータ容量の問題を回避するため、録画・録音は原則行わない運用としている。

なお、コスト構造としては、検査者と有資格者の 2 名稼働により人件費は割高となるが、移動コスト（出張費・時間）の削減によってトータルでのメリットを出している。また、通信切断時は速やかに実地検査へ切り替える旨を事業者（デベロッパー）と事前協議書で取り交わし、リスク管理を徹底している。



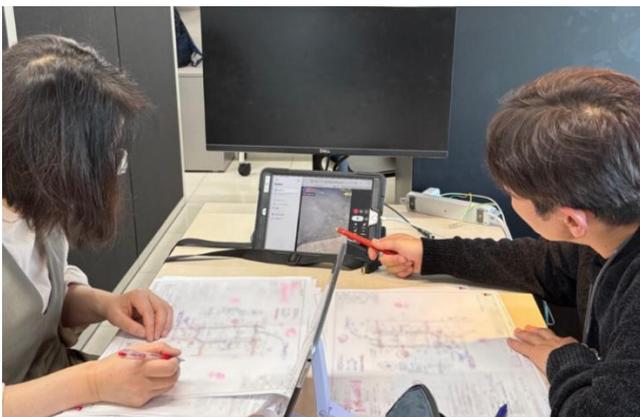
図表 26 検査現場の検査補助者（撮影者）がスマートフォンを使用し、敷地境界から建物の離れ寸法計測の様子をリアルタイム映像で遠隔地の検査者へ伝送している様子

出所) SynQ Remote「[導入事例](#)」（株式会社クアンド）<sup>(34)</sup>



図表 27 検査現場の検査補助者（撮影者）がスマートフォンを使用し、建物外壁における窓の配置等の状況をリアルタイム映像で遠隔地の検査者へ伝送している様子

出所) SynQ Remote「[導入事例](#)」（株式会社クアンド）<sup>(34)</sup>



図表 28 遠隔地の検査者が、現場から伝送されたリアルタイム映像をタブレットで確認し、手元の図面と照合しながら現場の検査補助者（撮影者）へ確認指示を出している様子。

出所) SynQ Remote「[導入事例](#)」（株式会社クアンド）<sup>(34)</sup>

## 【デジタル化による効果】

### 1. 定量効果（従来業務の効率化効果）

#### 移動コスト及び移動時間の削減による、トータルコストの最適化

遠隔地へ出張に伴う多大な移動時間と交通費を削減した。検査体制としては、検査者と現地の検査補助者（撮影者）の2名が稼働するため人件費単価は上昇するものの、削減された移動コスト（旅費・時間）がそれを上回るため、トータルでの収益性は確保されている。

また、移動時間の削減により、検査者一人あたりの対応可能件数が増加する余地も生まれている。

### 2. 定性効果（新たな価値・業務創出効果）

#### 法改正を見据えたフルラインナップ提供による、顧客離れの防止と競争力強化

2025年の法改正（省エネ義務化等）を受け、「確認検査」と「性能評価」のセット依頼の需要の高まりに伴い、従来は検査者が不在で対応困難だった地方エリアにおいても、リモートを活用した「確認検査」の提供が可能となった。

これにより、「セットで受託できない」という理由による他社への顧客流出（スイッチング）を防ぎ、事業基盤の維持・強化を実現している。

#### 有資格者不足エリアへのサービス提供エリアの拡大

検査者の高齢化や採用難により、実地検査の人員配置が困難な地方・遠隔地においても、現地の検査補助者（撮影者＝協力事務所）と連携することで検査サービスを提供できる体制を構築した。

これにより、物理的な拠点や人員の制約を超えた広域的な検査網の維持・拡大が可能となっている。

## 【技術導入における成功のカギ】

同社では、技術導入に当たり以下のような取組や工夫を講じることにより、各関係者との合意形成を図っている。

### a. 対：規制・業界の手引き

リモート検査の導入に際しては、法的整合性の担保及び業界標準との適合を重視し、政府や関係団体が公表する以下のような解釈・ガイドラインを包括的に参照した。

#### ウェブ検索等で情報収集

国土交通省「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の遠隔実施について（リモート検査の推進）」<sup>(37)</sup>

### b. 対：社内決裁権限者

導入の合意形成においては、単なる業務効率化やコスト削減策としてではなく、2025年の法改正（省エネ義務化等）に伴う市場環境の変化に対応するための経営戦略的な投資として位置づけた。具体的には、地方エリアにおいても「確認検査」と「性能評価」をセットで提供できなければ既存顧客が他社へ流出するという危機感を共有し、サービス提供エリアを維持・拡大するための不可欠な手段であることを訴求した。

コスト面についても、検査者と検査補助者（撮影者）の2名体制となることで人件費単価は上昇するものの、移動コスト（交通費・移動時間）の削減効果を含めればトータルでメリットが出る経済合理性を提示し、承認を得た。

### c. 対：現場作業担当者・パートナー企業

国土交通省の運用指針やデジタル庁のアナログ規制見直しの方針を踏まえ、適法性を確保した上で、建築確認検査の業務規程の変更・認可手続きを経て導入を進めた。また、検査品質の担保については、国の指針上は必須ではないものの、現地の検査補助者（撮影者）を一般公募ではなく、普段から業務提携している「外部の建築士（有資格者）」に限定する運用とすることで、現場の異常検知や専門的な会話が可能な体制を構築し、規制や業界基準に対して十分な説明責任を果たせる品質水準を維持している。

現場監督レベルでは「手間が増える」といった抵抗感が強いいため、個別の現場ごとの説得ではなく、事業者（デベロッパー）の本社同士で合意形成を行うトップダウンのアプローチを採用した。「会社の決定」として現場へ指示が下りる体制を作ることで、現場の納得と協力を円滑に引き出している。また、契約実務においては、物件ごとではなく事業者単位での「包括的な事前協議書」を締結することで事務負担を軽減した。

さらに、協議書内にて「通信切断時は実地検査へ切り替える」「過剰な要求回避のため録画は原則行わない」「現場の安全管理責任は施工者が負う」といったリスク分担や運用ルールを明確化し、トラブルの未然防止を図っている。

#### d. 対：顧客・利用者等

トラブルを回避し円滑な運用を行うため、リモート検査の対象は信頼関係が既に構築されている既存顧客に限定しており、現状は「分譲（建売り）物件」のみで実施している。敷地条件が複雑でエンドユーザーが直接関与する「注文住宅」については、現時点では対象外としている。

実務担当者のコツ・成功のカギ	
 <p>a. 対：所管省庁の規制・業界の手引き等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の方針を踏まえ業務規程を変更し適法性を確保</li> <li>• 撮影者を「外部有資格者」に限定し品質と説明責任を担保</li> </ul>
 <p>b. 対：社内決裁権限者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2025年の法改正に対応する「経営戦略的投資」と位置付けエリア維持・拡大に不可欠な手段として訴求</li> <li>• 人件費増に対しては、移動コスト削減を含めたトータルの経済合理性を提示し承認を獲得</li> </ul>
 <p>c. 対：現場作業担当者・協力会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本社間の合意によるトップダウン指示で現場の協力を得つつ、「包括的な事前協議書」で事務負担を軽減</li> <li>• 協議書にて通信切断時の対応やリスク分担等のルールを明確化し、トラブルを未然に防止</li> </ul>
 <p>d. 対：顧客・利用者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 円滑な運用のため、対象は信頼関係のある既存顧客の「分譲物件」のみに限定（注文住宅は対象外）</li> </ul>

図表 29 技術導入における成功のカギ（サマリー）

出所）NRI 作成

## 中間検査の事例

『「歩くだけ」で配筋検査を完了！360 度カメラと BIM 連携によるリモート検査の実践（前田建設工業株式会社）<sup>1)</sup>』

### 【背景】

#### 1. 企業名

前田建設工業株式会社

#### 2. 本社所在地

東京都

#### 3. 事業内容<sup>2)</sup>

土木建築工事その他建設工事全般の請負、企画、測量、設計、施工、監理及びコンサルティング

#### 4. 規模

建築工事の年間新規着工数（請負金額 1 億円以上）：約 40 件

（並行稼働現場数：約 80~100 件）

#### 5. 経緯

同社では、建設・建築業界が直面する「2024 年問題」や人手不足への対応、並びに中間・完了検査における検査者臨場の業務負荷軽減を目指し、デジタル庁の「テクノロジーマップの整備に向けた調査研究における技術実証」<sup>(35)</sup> に参画した。具体的には、現場動画と 3D 空間データを活用した鉄筋工事の施工管理業務の合理化について検証を重ねてきた。この検証は、配筋写真の管理を中心に既の実運用フェーズに移行している。

さらに、建築基準法に基づく中間検査においても、システムから切り出した写真を検査機関等へ提示する「写真台帳活用」については実装済みである。適用範囲は 2024 年度の 11 現場から、2025 年度には 24 現場へと拡大しており、検査機関である日本 ERI 株式会社（以下「日本 ERI」という。）等における書面検査や立ち会い補助として既の実績を有している。

現在は更なる合理化を志向し、現地に赴くことなく動画データのみで確認を行う「完全リモート検査」の実証に着手している。

### 【実施内容】

---

<sup>1)</sup> 内容は各種公開情報ならびにヒアリングをもとに作成。

<sup>2)</sup> 事業内容は一部抜粋。

## 1. 開始時期

2024 年度初頭の社内利用から開始され、同年 7 月頃より日本 ERI への写真提示による運用を本格化。

## 2. 規模・計画

導入実績は 2024 年度の 11 件から、2025 年度は 24 件へと着実に増加している。2026 年度以降は全社的な標準化を見据え、年間約 40 件ある新規着工現場のほぼ全てでの導入を目指している。

## 3. 使用ツール

本検証においては、以下のツールを使用した。なお、撮影用カメラ等の機材、AR マーカー、及び配筋検査システムは、これらを包含したパッケージサービス「トットロー<sup>1</sup> (36)」として外販されている一式を用いている。

カメラ本体・付属品（例：Insta360 X5、タブレット端末 等）

AR マーカー・固定用治具（本検証では特注品を使用）

躯体 BIM モデル（例：Autodesk Revit<sup>2</sup>）

配筋 360 システム（例：撮影データを用いた配筋検査アプリケーション）

---

<sup>1</sup> ピクシーダストテクノロジーズ株式会社と共同開発したシステム。技術仕様として、「KOTOWARI」と呼ばれるコア技術を配筋検査に応用しており、BIM モデルと撮影動画を重ね合わせる処理を行う。費用はデータ量や期間により初期費用約数十万円～（施工者側での負担・準備を想定）。

<sup>2</sup> 費用は物件規模により約数十万円～数百万円（施工者側での負担・準備を想定）。

#### 4. 実施体制・手順

本事例では、検査機関等及び施工側の現場担当者の連携により、以下のプロセスで検査を実施している。

##### 事前準備及び撮影（配筋 360 システムの活用）

まず施工者側が躯体 BIM モデル等のデータを準備し、関係者等へ共有する。その後、現場担当者が対象エリアに AR マーカーを設置し、360 度カメラを持って歩行しながら撮影を行う。この「歩くだけ」の撮影手法により、広範囲の現況データを短時間で取得する。

##### データ処理及び検査（BIM モデルとの統合）

撮影された映像データは、システム上で BIM モデルと自動的に位置整合（重ね合わせ）が行われる。最終的な検査段階では、システムから必要な箇所の写真を切り出して帳票化し、検査機関等へ提出（又は立ち会い時にタブレット等で提示）する。

なお、現在は写真提示による運用が主であるが、将来的には検査者が遠隔地からシステムへ直接アクセスし、動画データ（録画）及び BIM モデルを確認する「完全リモート検査」のプロセスへの移行を想定している。



図表 30 360 度カメラを使用し、歩行をしながら配筋状態を撮影している様子

出所) 前田建設工業株式会社提供



図表 31 配筋状態の画像と躯体 BIM モデルを自動整合させたシステムの画面

出所) 前田建設工業株式会社提供

## 【デジタル化による効果】

### 1. 定性効果（新たな価値・業務創出効果）

#### 撮影手法の刷新による、省力化の実現

従来、中間検査に用いる工事写真の撮影業務においては「メジャーを当て、黒板を配置し、1箇所ずつ撮影して移動する」という多大な労力を要していた。これに対し、前述の「手順 1.事前準備及び撮影」において、「360度カメラを持って歩くだけ」という手法へ変更したことで、広範囲の現況データ取得にかかる工数が劇的に削減されたことが明らかになっている。

#### 検査データの蓄積・活用による、デジタルツインの創出

一連の検査対応プロセスで生成されたデジタルデータを、単なる帳票作成に留めず「施工記録」として半永久的に保存・管理する運用を確立した。これにより、将来の改修工事や災害発生時において、壁内配筋等の状況確認が可能となる「デジタルツイン」としての新たな付加価値を創出している。

#### 内部構造の可視化技術による、自主検査の品質向上

前述の「手順 2.データ処理及び検査」において、360度カメラ映像と BIM モデルを整合させる際、カメラを鉄筋内部へ挿入する撮影手法を採用したことで、従来の外側からの写真撮影では視認困難であった内部構造（段筋やスリーブ等）の明瞭な可視化を実現した。この可視化技術の適用により、施工者として実施する自主検査において、取得された高精度な視覚情報を基に、より確実な品質確認を行うことが可能となった。

なお、定量効果については、本取組を通じて蓄積されるデータを基に効果検証を進め、今後詳細な算出を行う方針である。

## 【技術導入における成功のカギ】

同社では、技術導入に当たり以下のような取組や工夫を講じることにより、各関係者との合意形成を図っている。

### a. 対：規制・業界の手引き

リモート検査の導入に際しては、法的整合性の担保及び業界標準との適合を重視し、政府や関係団体が公表する以下のような解釈・ガイドラインを包括的に参照した。

#### ウェブ検索等で情報収集

国土交通省「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の遠隔実施について（リモート検査の推進）」<sup>(37)</sup>

国土交通省「デジタル写真管理情報基準」<sup>(38)</sup>

#### 業界団体等のワーキンググループ（WG）に参加している社内リソースを活用し、情報収集

日本建設業連合会「『変わる！工事写真』 施工者のための工事写真レイヤ化活用ガイド」<sup>(39)</sup>

### b. 対：社内決裁権限者

リモート検査の導入に際しては、「現場の写真や音声等の記録・保存のし忘れに対するリスクの低減」や「将来的な人手不足への対応」といった現場実務における具体的な効用を提示・訴求し、社内での合意形成を図った。

### c. 対：現場作業担当者・パートナー企業

本システムの現場定着においては、業務プロセスの徹底的な「分業化」が成功の主要因となった。具体的には、現場でなければ実施不可能な作業（撮影及びARマーカー設置）を除く全工程を、「工務センター」と称する後方支援部門（バックオフィス）へ集約・移管する体制を構築した。

図面データの事前準備から検査帳票の作成に至るまでを後方支援部門が一括代行することで、現場担当者が懸念する「準備作業の煩雑さ」という心理的障壁を排除することに成功した。

さらに、円滑な運用のために、社内及びパートナー企業向けの撮影手順や操作マニュアルを整備しており、今後は日本 ERI との検証結果を踏まえ、検査機関等向けの確認手順書（ガイドライン）についても策定を進める方針である。

#### d. 対：顧客・利用者等

顧客については法人が中心であり、業務効率化や品質向上の観点から概ね好意的に受け入れられている。ただし、機密保持（背景の映り込み不可）が厳格な防衛関連施設等については、導入の対象外とする等、柔軟な運用を行っている。

#### e. 対：検査機関・第三者監査<sup>1</sup>

検査機関に対しては、実証データの提示を通じた合意形成プロセスを重視した。具体的には、実際の撮影映像を用いて、従来手法では不可視であった部位の可視化が可能であることを実証し、システムの有効性に対する信頼を獲得した。これにより、従来の静止画記録による代替から、動画データを用いた確認手法へと、検査プロセスの段階的な高度化と連携強化を推進している。

また、運用面においては、監査に耐えうる厳格な品質保証体制を構築した。通信障害等の不測の事態においては、直ちに現地確認（工事停止を含む）へ切り替える運用ルールを規定するとともに、取得データは施工記録として恒久的に保存・管理する体制を整備し、トレーサビリティを確保している。

実務担当者のコツ・成功のカギ	
 <p>a. 対：所管省庁の規制・業界の手引き等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省のガイドラインや業界団体の手引き等を包括的に参照し、法的整合性と業界標準適合を確保</li> </ul>
 <p>b. 対：社内決裁権限者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記録の撮り忘れリスクの低減や人手不足への対応等、現場における具体の効用を訴求し、合意を形成</li> </ul>
 <p>c. 対：現場作業担当者・協力会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>撮影以外の工程をバックオフィスへ集約する「分業化」により、現場の準備負担を排除し、定着を促進</li> <li>各種マニュアル整備に加え、今後は検査機関向け手順書の策定も進め、円滑な運用体制を強化</li> </ul>
 <p>d. 対：顧客・利用者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人顧客を中心に受け入れられているものの、機密保持が厳格な施設（防衛関連等）は対象外とする等、柔軟に運用</li> </ul>

図表 32 技術導入における成功のカギ（サマリー）

出所）NRI 作成

<sup>1</sup> 本項目は、検査機関が現場作業担当者や顧客等とは異なる「第三者的な監査・承認」の立場にあることを踏まえ、本事例向けに分類を追加して記述している。

## 4. 参考文献・Webサイト等

## 4. 参考文献・Web サイト等

### 1. 建設・建築業界の概要・課題

- (1) 「建設業における働き方改革」 <https://www.mlit.go.jp/common/001189945.pdf> (国土交通省)
- (2) 「建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制 (旧時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務)」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudokijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/gyosyu/topics/01.html) (厚生労働省)
- (3) 「アナログ規制見直しの取組」 <https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee> (デジタル庁)
- (4) 「令和 7 年度 (2025 年度) 建設投資見通し 概要」 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001907483.pdf> (国土交通省)
- (5) 「令和 6 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」 <https://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/2023/r060126mitoshi.pdf> (内閣府)
- (6) 「建築着工統計調査報告 (令和 6 年度計)」 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/kencha614.pdf> (国土交通省)
- (7) 「産業別就業者数」 <https://www.nikkenren.com/publication/handbook/chart6-4/index.html#link01> (一般社団法人日本建設業連合会)
- (8) 「災害対応時における地域建設業の課題に関する実態調査」 [https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001758354.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001758354.pdf) (国土交通省)
- (9) 「建設産業の態様とプレーヤー」 <https://www.mlit.go.jp/common/001172148.pdf> (国土交通省)
- (10) 「労働時間の推移」 <https://www.nikkenren.com/publication/handbook/chart6-4/index.html#link09> (一般社団法人日本建設業連合会)
- (11) 「労働生産性の推移」 <https://www.nikkenren.com/publication/handbook/chart6-5/index.html#link01> (一般社団法人日本建設業連合会)
- (12) 「建設業就業者数の推移」 <https://www.nikkenren.com/publication/handbook/chart6-4/index.html#link02> (一般社団法人日本建設業連合会)
- (13) 「スマートなけんせつのチカラで未来を切り拓く - 建設業の長期ビジョン 2.0 -」 [https://www.nikkenren.com/sougou/vision2025/assets/pdf/Long-term\\_vision\\_2\\_Detailed\\_version.pdf](https://www.nikkenren.com/sougou/vision2025/assets/pdf/Long-term_vision_2_Detailed_version.pdf) (一般社団法人日本建設業連合会)

- (14) 「建設業就業者の高齢化の進行」 <https://www.nikkenren.com/publication/handbook/chart6-4/index.html#link03> (一般社団法人日本建設業連合会)
- (15) 「就業者中に占める女性の比率」 <https://www.nikkenren.com/publication/handbook/chart6-4/index.html#link11> (一般社団法人日本建設業連合会)
- (16) 「i-Construction 2.0 ～建設現場のオートメーション化～」 <https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001738240.pdf> (国土交通省)

## 2. 規制見直し内容の解説

- (17) 「【建設業法】現場技術者の専任合理化（R6.12.13 施行）」 [https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudo\\_usan\\_kensetsugyo/const/content/001854111.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudo_usan_kensetsugyo/const/content/001854111.pdf)（国土交通省）
- (18) 「監理技術者制度運用マニュアルについて」 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001732801.pdf>（国土交通省）
- (19) 「令和 5 年度 ICT を活用した労働災害防止対策のあり方に関する検討委員会報告書」 [https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/leaflet/files/c3ed78ec93a24ab7c321114bfb3f330425888968.pdf](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/c3ed78ec93a24ab7c321114bfb3f330425888968.pdf)  
（建設業労働災害防止協会）
- (20) 「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について（令和 6 年 6 月 28 日付け基安安発 0628 第 1 号）」 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-65/hor1-65-14-1-0.htm>（中央労働災害防止協会）
- (21) 「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施に係る運用指針【令和 4 年 5 月版】」 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001482718.pdf>（国土交通省）
- (22) 「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査の立ち合いの遠隔実施について（令和 4 年 5 月 9 日付国住指第 1616 号）」 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001482719.pdf>（国土交通省）
- (23) 「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の検査者の遠隔実施に係る運用指針【令和 6 年 4 月版】」 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001742138.pdf>（国土交通省）
- (24) 「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の遠隔実施について（令和 6 年 4 月 16 日付国住指第 60 号）」 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001742139.pdf>（国土交通省）

### 3. 技術導入に向けた取組

- (25) 「技術カタログの整備」 <https://www.regtech.digital.go.jp/catalog/> (デジタル庁)
- (26) 「新技術情報提供システム」 <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> (国土交通省)
- (27) 「2025 年版 建設 DX (ConTech) 市場の実態と展望 ～ソフトウェア・ソリューション編～」 [https://www.yano.co.jp/market\\_reports/C66119300](https://www.yano.co.jp/market_reports/C66119300) (矢野経済研究所)
- (28) 「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領 (令和 5 年 3 月)」 <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf> (国土交通省)
- (29) 「令和 6 年賃金構造基本統計調査」 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450091&tstat=000001011429&tclass1=000001224440> (厚生労働省)
- (30) 「ActivCamera」 <https://www.activ-system.com/service/activ-camera/> (株式会社 J システム)
- (31) 「効果を可視化する「オペレーション表」を使った事前検証で、納得の導入へ Safie 活用により移動時間を最大 1/2 まで削減」 <https://safie.jp/casestudy/fukuda-housing/> (株式会社セーファー)
- (32) 「フクダハウジング、セーファーのクラウドカメラで「遠隔巡視」を実施」 <https://safie.co.jp/news/4217/> (株式会社セーファー)
- (33) 「現場 Plus TF」 [https://www.daitec.jp/catalog/genba/genbatf\\_01.html](https://www.daitec.jp/catalog/genba/genbatf_01.html) (株式会社ダイテック)
- (34) 「SynQ Remote「導入事例」」 <https://www.synq-platform.com/usecase/houseplus> (株式会社クアンド)
- (35) 「技術検証事業に関する取組」 <https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/technology-verification> (デジタル庁)
- (36) 「トットロー」 <https://tottarrow.com/> (ピクシーダストテクノロジーズ株式会社)
- (37) 「デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査等の遠隔実施について (リモート検査の推進)」 [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000149.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000149.html) (国土交通省)
- (38) 「デジタル写真管理情報基準」 <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001596260.pdf> (国土交通省)
- (39) 「『変わる！工事写真』 施工者のための工事写真レイヤ化活用ガイド」 [https://www.nikken-en.com/publication/fl.php?fi=1438&f=file\\_20230411141746.pdf](https://www.nikken-en.com/publication/fl.php?fi=1438&f=file_20230411141746.pdf) (日本建設業連合会)

## 5. 関連法令等

## 5. 関連法令等

### 〈1〉 建設業法、建築基準法関連のアナログ規制見直し結果一覧<sup>1</sup>

法令名	所管 省庁名	条項	規制等の 内容概要	規制等 の種類	現在 Phase	見直し後 Phase	見直し 要否	見直しの 状況	見直しの内容
建設業法	国土 交通省	第 25 条の 21 第 1 項	建設工事紛 争審査会によ る仲裁の相手 方への立入検 査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	「建設工事紛争審査会による立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和 5 年 3 月 28 日付国不建第 630 号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。
建設業法	国土 交通省	第 26 条の 21 第 1 項	国土交通大 臣による登録 講習実施機 関への立入検 査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	「登録講習実施機関による登録講習の適正な遂行について」（令和 5 年 3 月 28 日付事務連絡）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。
建設業法	国土 交通省	第 27 条の 12 第 1 項	国土交通大 臣による指定 試験機関への 立入検査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	「指定試験機関による技術検定に係る試験事務の適正な遂行について」（令和 5 年 3 月 28 日付事務連絡）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。
建設業法	国土 交通省	第 31 条 第 1 項	国土交通大 臣又は都道 府県知事によ る建設業を営 む者への立入 検査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	「国土交通大臣による建設業を営む者に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和 5 年 3 月 28 日付国不建第 631 号）及び「都道府県知事による建設業を営む者に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和 5 年 3 月 28 日付国不建第 632 号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。
建設業法	国土 交通省	第 41 条の 2 第 4 項	国土交通大 臣又は都道 府県知事によ る建設資材製	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	「国土交通大臣による建設資材製造業者等に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和 5 年 3 月 28 日付国不建第 633 号）及び「都道府県知事による建設資材製造業者等に対する報告及び検査におけるデ

<sup>1</sup> [アナログ規制の見直しに係る工程表のフォローアップ結果（2025 年 10 月 31 日公表版）](#) から抜粋し一部改変

			造業者への立 入検査						デジタル技術の活用について」（令和5年3月28日付国不建第634号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。
建設業法	国土 交通省	第42条の 2第1項	中小企業庁 長官による元 請負人又は 下請負人への 立入検査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	「中小企業庁長官による元請負人又は下請負人に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和5年3月28日付国不建第635号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。
建築基準法	国土 交通省	第12条 第7項	建築主事等 による建築物 等への立入検 査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和5年3月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。
建築基準法	国土 交通省	第15条の 2第1項	国の職員によ る建築物等へ の立入検査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和5年3月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。
建築基準法	国土 交通省	第77条の 13第1項	建築基準適 合判定資格 者検定機関 に対する検定 事務に関する 監査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和5年3月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。
建築基準法	国土 交通省	第77条の 31第1項	指定確認検 査機関への立 ち入りによる 監査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	令和5年3月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和5年3月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。
建築基準法	国土 交通省	第77条の 31第2項	指定確認検 査機関への立	目視 規制	1-①	1-①	否		

			ちりりによる 監査						
建築基準法	国土 交通省	第 77 条の 35 の 17 第 1 項	指定構造計 算適合性判 定機関への立 ちりりによる 監査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	令和 5 年 3 月、「建築基準関係法令等に基づく 報告徴収のオンライン化について（通知）」（令 和 5 年 3 月 17 日付国住指第 490 号、国住参 建第 4727 号）の発出により、オンライン会議シ ステム等の技術を活用して事務所等に立ち入ら ない検査を行っても差し支えない旨を明示した。
建築基準法	国土 交通省	第 77 条の 49 第 1 項	国の職員によ る指定認定機 関の事務所へ の立入検査	目視 規制	1-①	2	要	完了済み	令和 5 年 3 月、「建築基準関係法令等に基づく 報告徴収のオンライン化について（通知）」（令 和 5 年 3 月 17 日付国住指第 490 号、国住参 建第 4727 号）の発出により、オンライン会議シ ステム等の技術を活用して事務所等に立ち入ら ない検査を行っても差し支えない旨を明示した。
建築基準法	国土 交通省	第 12 条 第 1 項	特定建築物 等の定期調 査・検査	定期 検査	1-①	2	要	完了済み	令和 6 年 6 月 28 日付事務連絡「建築物の定 期調査報告における調査及び定期点検における 点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに 調査結果表を定める件等の一部を改正する告 示について（周知）」の発出により、目視以外に よる調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンライン への転換を促進するため、報告受付等のための システムを整備する際に必要な機能等を整理し た共通仕様書を作成し、令和 5 年 9 月 15 日 付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へ メールで周知した。
建築基準法	国土 交通省	第 12 条 第 2 項	特定建築物 等の定期調 査・検査	定期 検査	1-①	2	要	完了済み	令和 6 年 6 月 28 日付事務連絡「建築物の定 期調査報告における調査及び定期点検における 点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに 調査結果表を定める件等の一部を改正する告 示について（周知）」の発出により、目視以外に よる調査・検査を可能とした。
建築基準法	国土 交通省	第 12 条 第 3 項	特定建築物 等の定期調 査・検査	定期 検査	1-①	2	要	完了済み	令和 6 年 6 月 28 日付事務連絡「建築物の定 期調査報告における調査及び定期点検における 点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに

									調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。  また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。
建築基準法	国土交通省	第12条第4項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	完了済み	令和6年6月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。
建築基準法 施行規則	国土交通省	第5条第2項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	完了済み	令和6年6月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。  また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。
建築基準法 施行規則	国土交通省	第5条第3項	特定建築物等の定期調査・検査	定期検査	1-①	2	要	完了済み	令和6年6月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。  また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシ

									システムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。
建築基準法 施行規則	国土 交通省	第5条 第4項	特定建築物 等の定期調 査・検査	定期 検査	1-①	2	要	完了済み	令和6年6月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。
建築基準法 施行規則	国土 交通省	第6条の3 第1項第1 号イ	特定建築物 等の定期調 査・検査	定期 検査	1-①	2	要	完了済み	令和6年6月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。
建築基準法 施行規則	国土 交通省	第6条 第2項	特定建築物 等の定期調 査・検査	定期 検査	1-①	2	要	完了済み	令和6年6月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシ

									システムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。
建築基準法 施行規則	国土 交通省	第6条 第3項	特定建築物 等の定期調 査・検査	定期 検査	1-①	2	要	完了済み	令和6年6月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。
建築基準法 施行規則	国土 交通省	第6条 第4項	特定建築物 等の定期調 査・検査	定期 検査	1-①	2	要	完了済み	令和6年6月28日付事務連絡「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示について（周知）」の発出により、目視以外による調査・検査を可能とした。 また、特定行政庁における受付体制のオンラインへの転換を促進するため、報告受付等のためのシステムを整備する際に必要な機能等を整理した共通仕様書を作成し、令和5年9月15日付けで報道発表するとともに、各特定行政庁へメールで周知した。
建設業法	国土 交通省	第26条第 5項	監理技術者 講習	対面 講習	3-1	3-1	否		
建築基準法	国土 交通省	第12条の 2第1項第 1号	調査及び点 検に関する講 習 (建築物調 査員)	対面 講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	完了済み	令和6年1月、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第5号）の施行により、当該講習に係る修了証明書等についてはオンライン発行が可能である旨を明確化した。

建築基準法	国土 交通省	第 12 条の 3 第 3 項第 1 号	建築設備等 検査員資格 者の講習	対面 講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	完了済み	令和 6 年 1 月、建築基準法施行規則等の一部 を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 5 号）の施行により、当該講習に係る修了証明書 等についてはオンライン発行が可能である旨を明 確化した。
建設業法	国土 交通省	第 26 条第 1 項・第 3 項	工事現場にお ける主任技術 者の専任	常駐 専任	2-2	2-2	要	完了済み	改正建設業法（令和 6 年 6 月 14 日公布）に おいて、一定の要件に適合する場合には兼任を 可能とした。
建設業法	国土 交通省	第 26 条第 2 項・第 3 項	工事現場にお ける監理技術 者の専任	常駐 専任	2-2	2-2	要	完了済み	改正建設業法（令和 6 年 6 月 14 日公布）に おいて、一定の要件に適合する場合には兼任を 可能とした。
建設業法	国土 交通省	第 7 条第 2 号	一般建設業 許可業者の営 業所における 実務経験者 等の専任	常駐 専任	1-2	2-2	要	完了済み	改正建設業法（令和 6 年 6 月 14 日公布）に おいて、一定の要件に適合する場合には兼任を 可能とした。
建設業法	国土 交通省	第 15 条第 2 号	特定建設業 許可業者の営 業所における 実務経験者 等の専任	常駐 専任	1-2	2-2	要	完了済み	改正建設業法（令和 6 年 6 月 14 日公布）に おいて、一定の要件に適合する場合には兼任を 可能とした。
建築基準法 施行令	国土 交通省	第 20 条の 2 第 2 号	中央管理室に おける監視員 の常駐	常駐 専任	3-1	3-1	否		
建設業法	国土 交通省	第 40 条	標識の掲示義 務	書面 掲示	2- 2②③	2-2②③	要	完了済み	「建設業者の許可情報のインターネット公表の推 進について」（令和 5 年 2 月 2 日付国不建第 539 号）により、各建設業者が施工する建設工 事の情報について、ウェブサイトでの公表を依頼し た。
建築基準法	国土 交通省	第 77 条の 28	指定区分等の 掲示義務	書面 掲示	1-①	3-4	要	完了済み	令和 6 年 4 月、デジタル社会の形成を図るため の規制改革を推進するためのデジタル社会形成 基本法等の一部を改正する法律（令和五年法 律第六十三号）の施行により、指定確認検査 機関に対し、当該掲示と同様の事項についてイン ターネット上での閲覧を可能とすることが義務付け られた。

建築基準法	国土 交通省	第 77 条の 35 の 13	業務区域等 の揭示義務	書面 揭示	1-①	3-4	要	完了済み	令和 6 年 4 月、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行により、指定確認検査機関に対し、当該揭示と同様の事項についてインターネット上での閲覧を可能とすることが義務付けられた。
建設業法	国土 交通省	第 24 条の 8 第 4 項	施工体系図 の揭示義務 （工事現場 の見やすい場 所）	書面 揭示	2-4①	2-4①	否		
建設業法 施行規則	国土 交通省	第 14 条の 3 第 1 項	再下請負通 知を行わなけ ればならぬ 旨等を記載し た書面の揭示 義務	書面 揭示	2-4①	2-4①	否		
建築基準法	国土 交通省	第 88 条 第 2 項	工作物に係る 処分並びに報 告に関する書 類の閲覧	往訪 閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	2-3① 2-3② 2-3③	否		
建築基準法	国土 交通省	第 93 条の 2	特定行政庁 による書類の 閲覧	往訪 閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	2-3① 2-3② 2-3③	否		
建築基準法 施行規則	国土 交通省	第 3 条の 22 第 2 項	財務諸表等 の書面による 閲覧  電磁的な記 録事項の紙 面又は出力 装置の映像 面に表示した ものの閲覧	往訪 閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	完了済み	令和 5 年 9 月、「建築関係法令に基づく財務諸表等の閲覧のオンライン化について（通知）」（令和 5 年 9 月 29 日付国住生第 192 号、国住指第 233 号、国住参建第 2129 号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。

建築基準法 施行規則	国土 交通省	第 10 条の 5 の 22 第 1 項	認定に係る帳 簿の閲覧	往訪 閲覧	3-4	3-4	否		
建築基準法 施行規則	国土 交通省	第 10 条の 5 の 24 第 1 項	特殊構造方 法等認定に 係る帳簿の閲 覧	往訪 閲覧	3-4	3-4	否		
建設業法	国土 交通省	第 13 条	建設業者提 出書類の閲 覧	往訪 閲覧	2-3①	3-4	要	完了済み	「建設業における申請等の電子化について」（令 和 6 年 3 月 28 日付国不建推第 65 号）を発 出し、電子閲覧により行われることを推奨する旨 明示した。
建築基準法	国土 交通省	第 57 条の 2 第 4 項	特例容積率 の限度等を表 示した図書の 事務所への備 え・縦覧	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	令和 6 年 3 月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直し におけるデジタル技術の活用について」（令和 6 年 3 月 27 日付国住街第 161 号）の発出によ り、当該縦覧については、物理的な方法による縦 覧を行う場合であっても、併せてインターネット等 の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とする 等の対応を依頼した。
建築基準法	国土 交通省	第 71 条	申請に係る建 築協定の縦 覧	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	令和 6 年 3 月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直し におけるデジタル技術の活用について」（令和 6 年 3 月 27 日付国住街第 161 号）の発出によ り、当該縦覧については、物理的な方法による縦 覧を行う場合であっても、併せてインターネット等 の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とする 等の対応を依頼した。
建築基準法	国土 交通省	第 73 条 第 3 項	建築協定の 事務所への備 え・一般の縦 覧	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	令和 6 年 3 月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直し におけるデジタル技術の活用について」（令和 6 年 3 月 27 日付国住街第 161 号）の発出によ り、当該縦覧については、物理的な方法による縦 覧を行う場合であっても、併せてインターネット等 の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とする 等の対応を依頼した。
建築基準法	国土 交通省	第 74 条第 2 項	変更の建築 協定書の事 務所への備	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	令和 6 年 3 月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直し におけるデジタル技術の活用について」（令和 6 年 3 月 27 日付国住街第 161 号）の発出によ り、当該縦覧については、物理的な方法による縦

			え・一般の縦覧						覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とする等の対応を依頼した。
建築基準法	国土 交通省	第 75 条の 2 第 4 項	建築協定の 認可等の公 告があった日 以後建築協 定に加わる旨 の縦覧	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	令和 6 年 3 月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和 6 年 3 月 27 日付国住街第 161 号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とする等の対応を依頼した。
建築基準法	国土 交通省	第 76 条の 3 第 4 項	一人協定の 認可の縦覧	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	令和 6 年 3 月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和 6 年 3 月 27 日付国住街第 161 号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とする等の対応を依頼した。
建築基準法	国土 交通省	第 76 条の 3 第 6 項	申請に係る一 人協定の変 更の縦覧	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	令和 6 年 3 月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和 6 年 3 月 27 日付国住街第 161 号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とする等の対応を依頼した。
建築基準法	国土 交通省	第 86 条 第 8 項	一団地の総 合的設計制 度又は連担 建築物設計 制度の認定 又は許可の縦 覧	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	令和 6 年 3 月、「往訪閲覧・縦覧規制の見直しにおけるデジタル技術の活用について」（令和 6 年 3 月 27 日付国住街第 161 号）の発出により、当該縦覧については、物理的な方法による縦覧を行う場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による縦覧を行うことを基本とする等の対応を依頼した。
建設業法	国土 交通省	第 24 条の 8 第 3 項	備え置かれた 施工体制台 帳の閲覧	往訪 閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	完了済み	令和 5 年 5 月 12 日に公布された「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年国土交通省令第 43 号）により、建設業法第 24 条の 8 第 3 項の規定に基づき工事現場に備えられた施工体制台帳の発

									注者による閲覧について、閲覧の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則となるよう見直しを行った。
建設業法	国土 交通省	第 29 条の 5 第 4 項	監督処分簿 の閲覧	往訪 閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	完了済み	
建築基準法	国土 交通省	第 77 条の 29 の 2	指定確認検 査機関につい ての書類の閲 覧	往訪 閲覧	2-3①	3-3	要	完了済み	令和 6 年 1 月、「指定確認検査機関等の書類の閲覧のオンライン化について」（令和 6 年 1 月 15 日付国住指第 324 号）の発出により、当該書類の閲覧については、関係者の求めに応じてメール等での提供により行うこととするよう周知した。
建築基準法	国土 交通省	第 77 条の 35 の 15	指定構造計 算適合性判 定機関につい ての書類の閲 覧	往訪 閲覧	2-3①	3-3	要	完了済み	令和 6 年 1 月、「指定確認検査機関等の書類の閲覧のオンライン化について」（令和 6 年 1 月 15 日付国住指第 324 号）の発出により、当該書類の閲覧については、関係者の求めに応じてメール等での提供により行うこととするよう周知した。

## 監理技術者等の専任関連

### 〈2〉建設業法（令和6年12月13日施行）

改正前	改正後
<p>(主任技術者及び監理技術者の設置等)</p> <p>第二十六条</p> <p>3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。<u>ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(主任技術者及び監理技術者の設置等)</p> <p>第二十六条</p> <p>3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。<u>ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。</u></p> <p>一 <u>当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者</u></p> <p>イ <u>当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。</u></p> <p>ロ <u>当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に關し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。</u></p> <p>ハ <u>主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。</u></p> <p>二 <u>当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者</u></p>

〈3〉 建設業法

<p>(新設)</p>	<p><u>(営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例)</u></p> <p><u>第二十六条の五 建設業者は、第二十六条第三項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第七条（第二号に係る部分に限る。）又は第十五条（第二号に係る部分に限る。）及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。</u></p> <p><u>一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。</u></p> <p><u>二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。</u></p> <p><u>三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。</u></p> <p><u>四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第一項に規定する職務（次項において「営業所職務等」という。）を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行ったとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。</u></p> <p><u>3 第一項の規定により監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条第五項の講習を受講したものでなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の特定営業所技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。</u></p>
-------------	--

## 特定元方事業者による作業場所の巡視関連

### 〈4〉労働安全衛生法

(特定元方事業者等の講ずべき措置)

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

三 作業場所を巡視すること。

### 〈5〉労働安全衛生規則

(作業場所の巡視)

第六百三十七条 特定元方事業者は、法第三十条第一項第三号の規定による巡視については、毎作業日に少なくとも一回、これを行わなければならない。

## 中間・完了検査関連

### 〈6〉 建築基準法

(建築物に関する完了検査)

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第七条の三第一項において同じ。）を申請しなければならない。

- 4 建築主事等が第一項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「検査実施者」という。）は、その申請を受理した日から七日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。

### 〈7〉 建築基準法

(建築物に関する中間検査)

第七条の三 建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査を申請しなければならない。

- 4 建築主事等が第一項の規定による申請を受理した場合においては、検査実施者は、その申請を受理した日から四日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

### 〈8〉 建築基準法

(確認審査等に関する指針等)

第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項並びに第十八条第三項及び第四項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条の三第一項及び第十八条第五項に規定する構造計算適合性判定、第七条第四項、第七条の二第一項並びに第十八条第二十一項及び第二十三項（これらの規定を第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項並びに第十八条第二十九項及び第三十二項（これらの規定を第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七条の六十三第二項第三号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

## 〈9〉 確認審査等に関する指針

### 第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項並びに法第十八条第二十一項及び第二十三項（これらの規定を法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第二十項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認若しくは審査又は中間検査の申請若しくは通知の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ・ロ 略

### 第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項並びに法第十八条第二十九項及び第三十二項（これらの規定を法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第二十八項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認若しくは審査又は中間検査の申請若しくは通知の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ・ロ 略